



歯科技工士の業務のあり方等に関する検討の進め方（案）

1.これまでの議論の状況

2.歯科技工の現状

3.今後の進め方

4.歯科技工士の必要数の推計（案）

5.歯科技工所の質の担保について

歯科技工士の養成・確保に関する検討会

<趣旨>

今後、超高齢社会を迎え、患者に対して義歯等の歯科補てつ物が適切に提供される体制を構築するために、歯科技工士を取り巻く状況を踏まえつつ、歯科技工士の養成・確保に関して具体的に検討を行うため、歯科技工士の養成・確保に関する検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

<協議事項>

歯科技工士の養成・歯科技工士の確保に関する事項

<構成員>

- 赤川 安正 昭和大学客員教授
 - 秋野 憲一 札幌市保健福祉局保健所 母子保健・歯科保健担当部長
 - 大島 克郎 全国歯科技工士教育協議会会長(第7回以降)
 - 尾崎 順男 全国歯科技工士教育協議会会長(第6回まで)
 - 小畑 真 弁護士法人小畑法律事務所代表弁護士
 - 陸 誠 株式会社コアデンタルラボ横浜代表取締役社長
 - 桑名 良尚 桑名歯科医院院長
 - 杉岡 範明 公益社団法人日本歯科技工士会会長
 - 高橋 勝美 株式会社オムニコ代表取締役社長
 - 傳寶 弥里 アルモニア代表
 - 三井 博晶 公益社団法人日本歯科医師会常務理事
 - 文部科学省 (オブザーバー)
- (●座長)

- 第1回検討会：平成30年5月15日
- 第2回検討会：平成30年7月5日
- 第3回検討会：平成30年9月6日
- 第4回検討会：平成30年11月19日
- 第5回検討会：平成31年1月17日
- 第6回検討会：平成31年3月4日
- 第7回検討会：令和元年10月31日
- 第8回検討会：令和元年12月12日

令和2年3月31日

「歯科技工士の養成・確保に関する検討会 報告書」公表

歯科技工士の養成・確保に関する検討会報告書（抜粋①）

（2 歯科技工士の確保について <歯科技工士の確保に関する今後の方向性>）

<歯科技工士の確保に関する今後の方向性>

- 歯科技工士の離職防止対策は喫緊の課題であり、労働環境や勤務環境改善の取組みが必要である。厚生労働科学研究「歯科技工業の多様な業務モデルに関する研究」の結果及び結果に基づく提言をふまえ、
 - ・ 書面による雇用契約の締結や就業規則作成・整備の必要性
 - ・ 歯科医療機関と歯科技工所との業務委託 契約書の作成の推進等について、周知を図る。
- 歯科技工所の勤務環境を改善するためには、業務の効率化を進める必要があるが、その方法については歯科技工所の規模や地域の状況等、個々の状況に応じた取組みを考える必要がある。令和元年度より実施されている「歯科技工所業務形態改善等調査検証事業」において、様々な業務モデルの好事例の収集・分析をすすめ、これらの結果をわかりやすくとりまとめ、全国の歯科技工所で業務改善に取り組む際の参考となるよう、周知を図る。
- **歯科医師と歯科技工士の連携を推進するため、まずは現行法令上可能な業務について内容を整理し、周知する。また、今後の歯科技工士の業務のあり方については、引き続き検討する。**

歯科技工士の業務のあり方等に関する検討会 設置

第1回 令和3年9月30日

第2回 令和3年12月23日

中間報告 令和4年2月10日(リモートワーク、歯科技工所間連携等に関する整理)

今後の歯科技工士の業務のあり方等に関する検討スケジュール（案）

第3回 歯科技工士の業務のあり方等に関する検討会
令和6年12月6日

資料1
(改)

	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)
歯科技工士	<p>歯科技工士の業務のあり方等に関する検討会→ 第3回令和6年12月6日</p> <div data-bbox="646 522 1152 872" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報提供のあり方 (広告の運用見直し) ○ 歯科技工を行う場所 ○ 歯科技工士の業務 ○ 教育内容 等 </div> <div data-bbox="1004 936 1721 1182" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 歯科技工士の需給 ○ 人材確保対策 ○ 歯科技工の業務のあり方 等 </div>			

歯科技工士の業務のあり方等に関する現状・課題

現状

第3回 歯科技工士の業務のあり方等に関する検討会

令和6年12月6日

資料1

- 地域の状況に応じた歯科医療提供体制を構築するためには多職種連携が重要であり、歯科医師臨床研修の到達目標の中に「歯科技工士の役割を理解し、連携を図る」ことが盛り込まれ、また骨太の方針2024においても多職種連携が盛り込まれた。
- 診療行為別のレセプト1件あたり平均点数をみると、各年齢階級とも「医学管理等」及び「処置」が増加傾向にあり、「歯冠修復及び欠損補綴」が減少している一方で、デジタル技術を活用したCAD/CAM冠やCAD/CAMインレーの算定回数は増加傾向である。
- 医療情報の提供内容等のあり方についての検討、見直しがなされており、あはき・柔整についても広告の見直しが検討されている。
- 就業歯科技工士数は、令和4年の時点で32,942人であり、近年、微減傾向にある一方で、就業歯科技工士のうち50歳以上の者の割合は増加傾向にあり、令和4年では54.1%となっている。
- 歯科技工士学校養成所数及び入学者数は減少傾向であり、歯科技工士養成施設が存在するのは29都道府県となっている。
- 「歯科技工士の養成・確保に関する検討会」の報告書の中で、歯科技工士の業務等に関する検討の必要性が示され、厚生労働科学研究において、歯科技工士の業務（チェアサイドや訪問歯科診療先で実施可能な業務）内容等に関して調査研究を行ってきた。
- 「歯科技工士の業務のあり方等に関する検討会」を設置し、第1回、第2回の検討会では、歯科技工においてICTを活用したリモートワークや歯科技工所間の連携について議論がなされ、リモートワークや歯科技工所間の連携を実施するための関係法令の整備等を行った。

課題

- CAD/CAMを用いた歯科技工等のデジタル技術の普及・活用が進む中で、就業歯科技工士の高齢化が進み、就業歯科技工士数や養成施設入学者数が減少している。歯科技工士の必要数を検討し、歯科技工士の新規養成や離職防止に向けた業務形態の改善等の対策は喫緊の課題である。
- 「歯科技工士の養成・確保に関する検討会」の報告書や厚生労働科学研究の結果等を踏まえ、歯科技工を行う場所やチェアサイドにおける業務（患者に直接接触ることが想定される業務も含む。）を含む歯科技工士の業務等に関する整理を行うとともに、必要な教育の検討を行う必要がある。
- インターネット等を通じた情報の発信・入手が極めて一般的な手法となっている社会情勢等に鑑み、歯科技工の業又は歯科技工所の情報提供のあり方について検討する必要がある。

今後の検討内容について

- 今後、次のような内容を検討していったらどうか。

第3回 歯科技工士の業務のあり方等に関する検討会
令和6年12月6日

資料1 (改)

<歯科技工の業又は歯科技工所の広告及び情報提供のあり方>

- 歯科技工士法第26条（広告の制限）に係る広告及び現状をふまえた運用の考え方について

第3回	令和6年12月6日
第4回	令和6年3月5日

<歯科技工を行う場所>

- 在宅歯科医療における有床義歯の修理等、歯科医師に帯同し歯科医療機関・歯科技工所以外の場所で歯科技工を行う場合の考え方について

<歯科技工士の業務>

- より良い歯科補てつ物等を作成し、歯科医療の質の向上につなげるために必要な歯科技工士の業務について（現行法令において歯科技工士が実施可能な業務内容の明確化を含む）

<教育内容等>

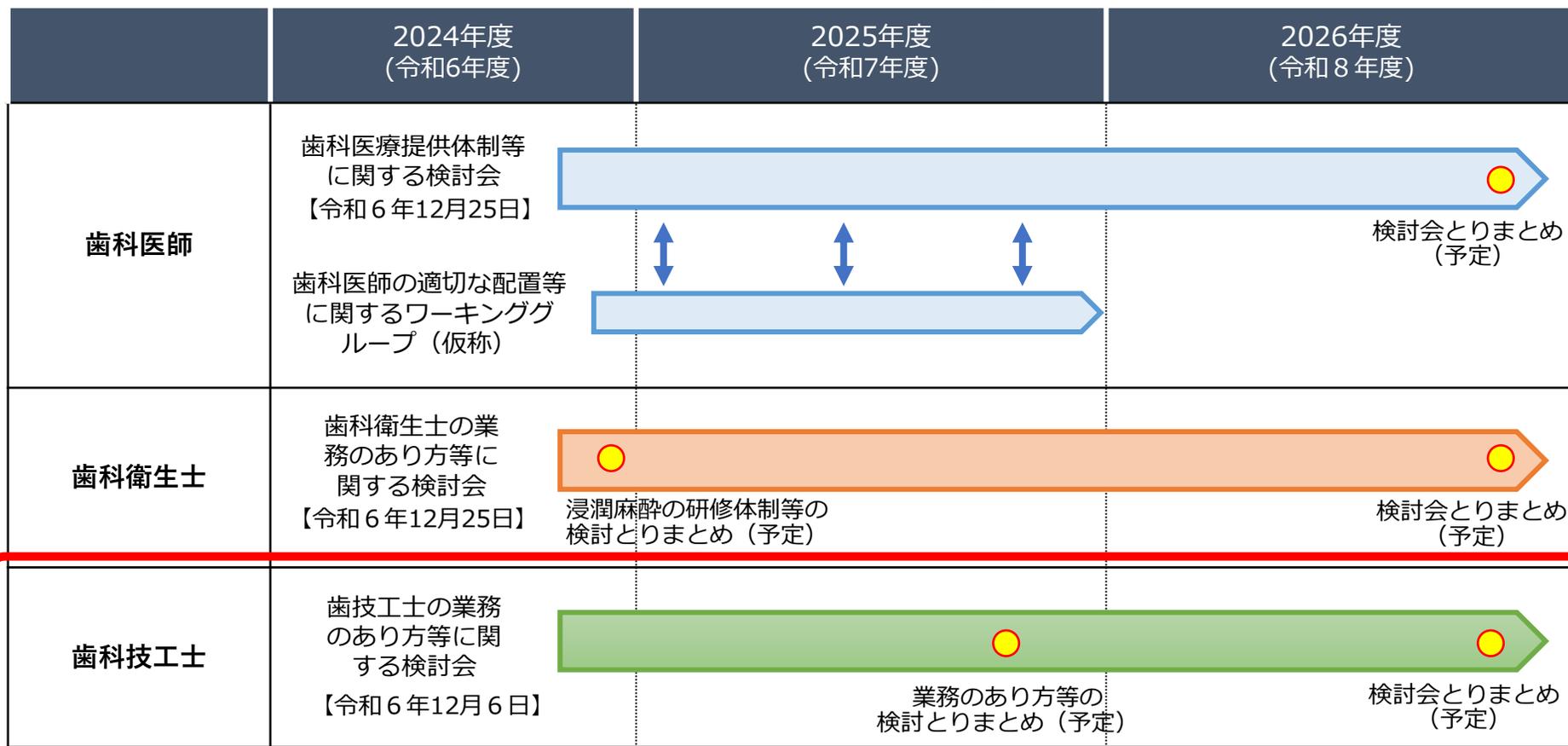
- 歯科技工士の業務内容に応じた教育内容・修業年限等について

<歯科技工士の需給、人材確保対策、歯科技工の業務のありかた>

- 歯科医療や歯科技工技術等の変化を踏まえた歯科技工士の需給について
- 歯科技工士の確保策（新規養成、離職防止、復職支援等）について
- 歯科技工の業務形態等の改善について

- 都道府県において、地域に必要な歯科医療提供体制を構築できるよう、本検討会において今後の必要量や歯科医師の適切な配置に関する検討を行い、その検討結果も踏まえ、具体的な対策について議論を行ってはどうか。
- 必要量や歯科医師の適切な配置を議論するにあたり、本検討会の下に「歯科医師の適切な配置等に関するワーキンググループ（仮称）」を新たに設置し、本検討会において基本的な考え方を議論するとともに、個別具体の分析等については同ワーキンググループで集中的に議論を行ってはどうか。

歯科専門職の業務や需給推計等の検討に関する議論のロードマップ（案）



1. これまでの議論の状況
2. 歯科技工の現状
3. 今後の進め方
4. 歯科技工士の必要数の推計（案）
5. 歯科技工所の質の担保について

（１）かかりつけ歯科医の役割

- 住民・患者ニーズへのきめ細やかな対応、切れ目のない提供体制の確保、他職種との連携の確保
- 訪問歯科診療や障害児・者への対応、患者の基礎疾患や認知症の有無、多剤服用に係る状況等への理解、ライフステージに応じた歯科疾患の予防や口腔の管理への対応
- かかりつけ歯科医を持つことができる歯科医療提供体制の構築や、かかりつけ歯科医を持つ意義についての普及啓発等の推進
- 新興感染症発生・拡大時における歯科医療提供体制の整備

（３）病院歯科等の役割

- それぞれの地域における役割の明確化
- 歯科医療従事者の配置状況や機能等の把握・分析
- 果たす役割を認識し、歯科診療所等との連携の推進
- 医科歯科連携の推進（入院患者等に対する口腔の管理等）
- 歯科医療資源の再構成による機能分化や連携体制の構築等、既存の歯科診療所や有床診療所等の効果的な活用について併せて検討することの重要性

（５）障害児・者等への歯科医療提供体制

- 障害の内容や重度別の分析に加え、対応が可能な歯科医療機関の機能の見える化
- いわゆる口腔保健センターや規模・特性の多様化を踏まえた歯科診療所に求められる役割の整理
- ハード（設備整備等）及びソフト（人材育成、多職種連携等）の両面での取組の充実
- 医療的ケア児を含め障害児・者等が、地域の歯科医療ネットワーク等、地域で支えられ歯科医療を受けることができる歯科医療提供体制の構築

（２）歯科医療機関の機能分化と連携

- 各歯科医療機関の機能の把握・見える化の推進
- 国民・患者からの多様化するニーズへの対応や高い専門性を有することが求められるため、診診連携・病診連携の推進により、地域においてカバーできる体制づくりの必要性
- ICTの利活用等の推進
- 歯科医療資源に応じた機能分化や連携の在り方等、地域特性に応じた歯科医療提供体制の構築の検討

（４）地域包括ケアシステムにおける医科歯科連携・多職種連携

- 他職種の口腔の管理への関心を高めるため、他職種からの歯科医療に対するニーズを把握し、相互理解を深めることの重要性
- 対応が可能な歯科医療機関の機能を含めた歯科医療資源の見える化
- 他職種等に対し、口腔に関する理解を深めてもらうため、学部・専門分野の教育の段階から、口腔の管理の重要性等を学ぶ機会の充実
- 人生の最終段階における口腔の管理に対する歯科専門職が関与することの重要性

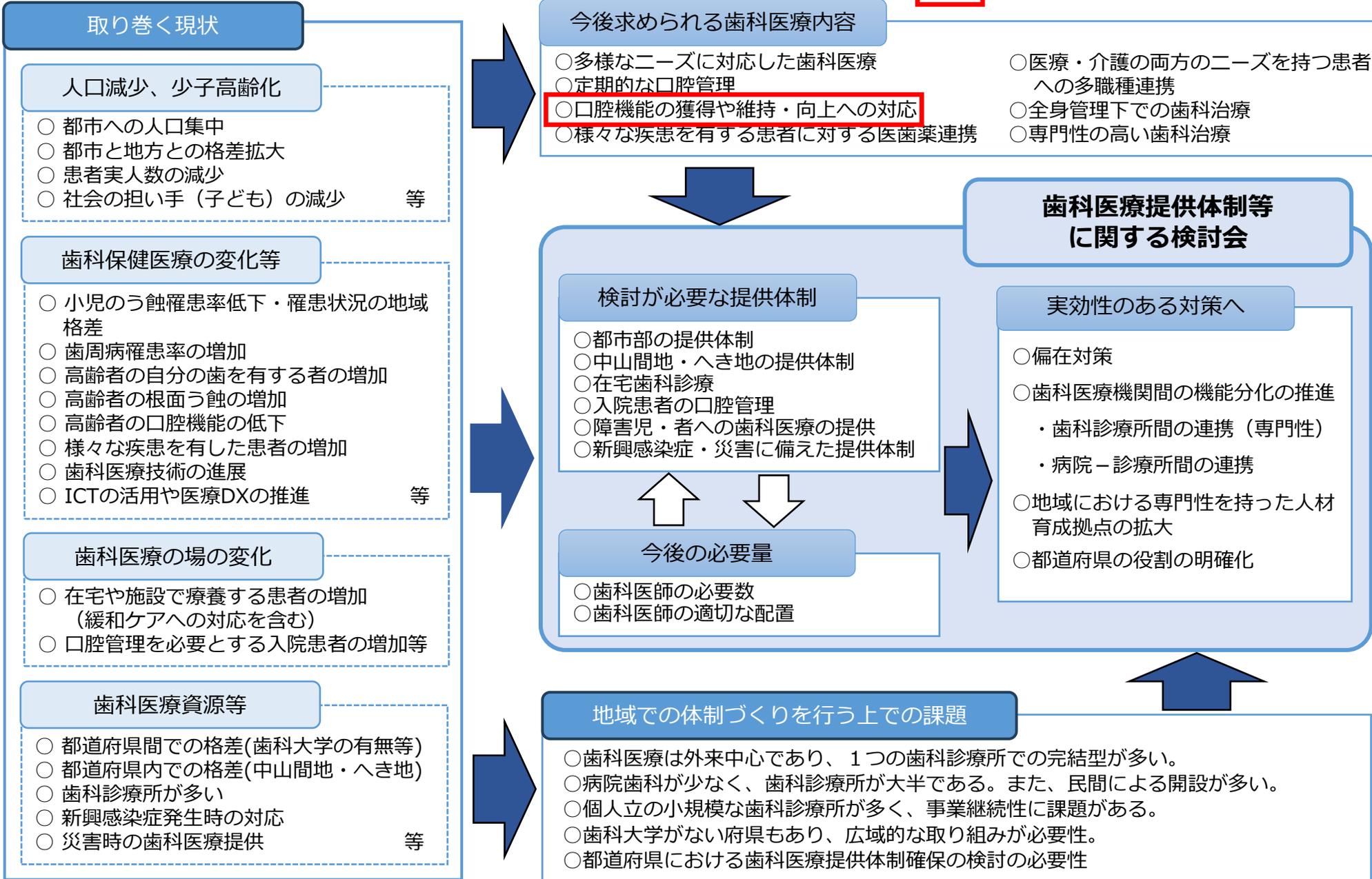
（６）歯科専門職種の人材確保・育成等

- 歯科専門職が健康に働き続けることのできる環境を整備することの重要性
- 学部教育から臨床研修、生涯研修におけるシームレスな歯科医師育成
- 円滑な多職種連携の推進のため、学部教育の段階から他職種の役割等を継続的に学び、交流を行いながら理解を促進
- 歯科衛生士及び歯科技工士の確保（人材確保、職場環境の整備等）
- 行政、教育機関、関係団体や関係学会等が特性を活かし合い、連携しながら、知識や技術をスキルアップするための取組の実施

（７）都道府県等行政における歯科医療提供体制の検討の進め方について

- 地域ごとの歯科医療資源や住民ニーズの把握・見える化、PDCAサイクルに基づく取組の推進、計画的な評価の実施
- 歯科医療提供体制の目指す姿を設定し、バックキャストで考えることの重要性
- 地域の関係団体等と連携し、目指す姿や目標等の共通認識を深めながら取り組むことの重要性

□ : 特に歯科技工士が強く関わると考えられる内容



＜骨太の方針＞ 経済財政運営と改革の基本方針

「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）（歯科関連）

（注：下線は主な変更箇所）

糖尿病と歯周病との関係など全身の健康と口腔の健康に関するエビデンスの活用、生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた具体的な取組、オーラルフレイル対策・疾病の重症化予防につながる歯科専門職による口腔健康管理の充実、歯科医療機関・医歯薬連携などの多職種連携、**歯科衛生士・歯科技工士の離職対策を含む人材確保**、**歯科技工所の質の担保**、歯科領域のICT活用、**歯科医師の不足する地域の分析等を含めた適切な配置の検討**を含む歯科保健医療提供体制構築の推進・強化に取り組むとともに、有効性・安全性が認められた**デジタル化等の新技術・新材料の保険導入**を推進する。

※第2章 4.（1）「歯科巡回診療」活用等の推進についての記載あり

※第3章 2.（3）「歯科保健教育」の推進についての記載あり

（参考）「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）（抜粋）

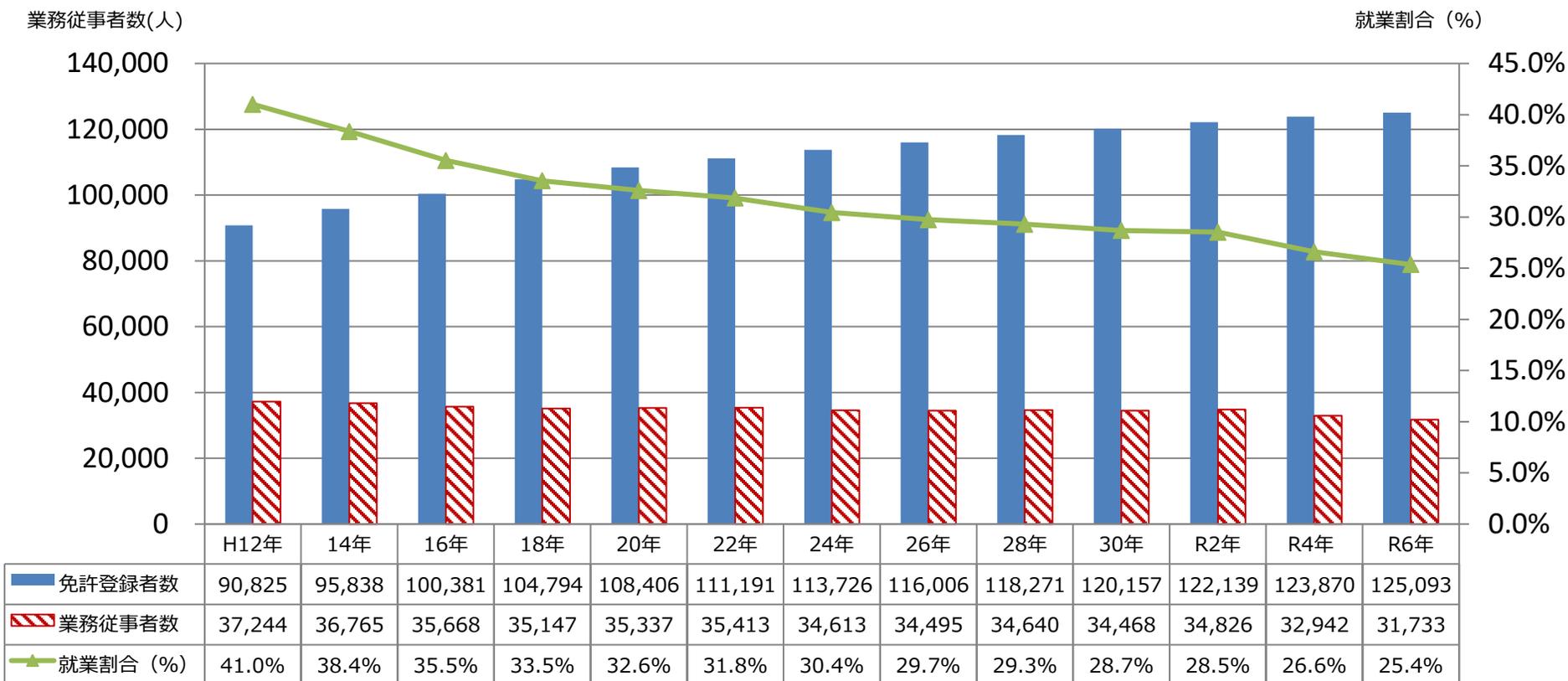
全身の健康と口腔の健康に関する科学的根拠の活用と国民への適切な情報提供、生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた**具体的な取組の推進**、オーラルフレイル対策・疾病の重症化予防につながる歯科専門職による口腔健康管理の充実、歯科医療機関・**医歯薬連携を始めとする多職種間の連携**、歯科衛生士・歯科技工士等の人材確保の必要性を踏まえた対応、歯科領域におけるICTの活用の推進、**各分野等における歯科医師の適切な配置の推進**により、歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組むとともに、**有効性・安全性が認められた新技術・新材料の保険導入を推進**する。

（参考）「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）（抜粋）

リハビリテーション、栄養管理及び口腔管理の連携・推進を図る。全身の健康と口腔の健康に関する科学的根拠の集積・活用と国民への適切な情報提供、生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた取組の推進、オーラルフレイル対策・疾病の重症化予防につながる歯科専門職による口腔健康管理の充実、歯科医療機関・**医歯薬連携を始めとする関係職種間・関係機関間の連携**、歯科衛生士・歯科技工士等の人材確保の必要性を踏まえた対応、**歯科技工を含む歯科領域におけるICTの活用を推進**し、歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組む。また、市場価格に左右されない**歯科用材料の導入**を推進する。

歯科技工士免許登録者数、業務従事者数の年次推移

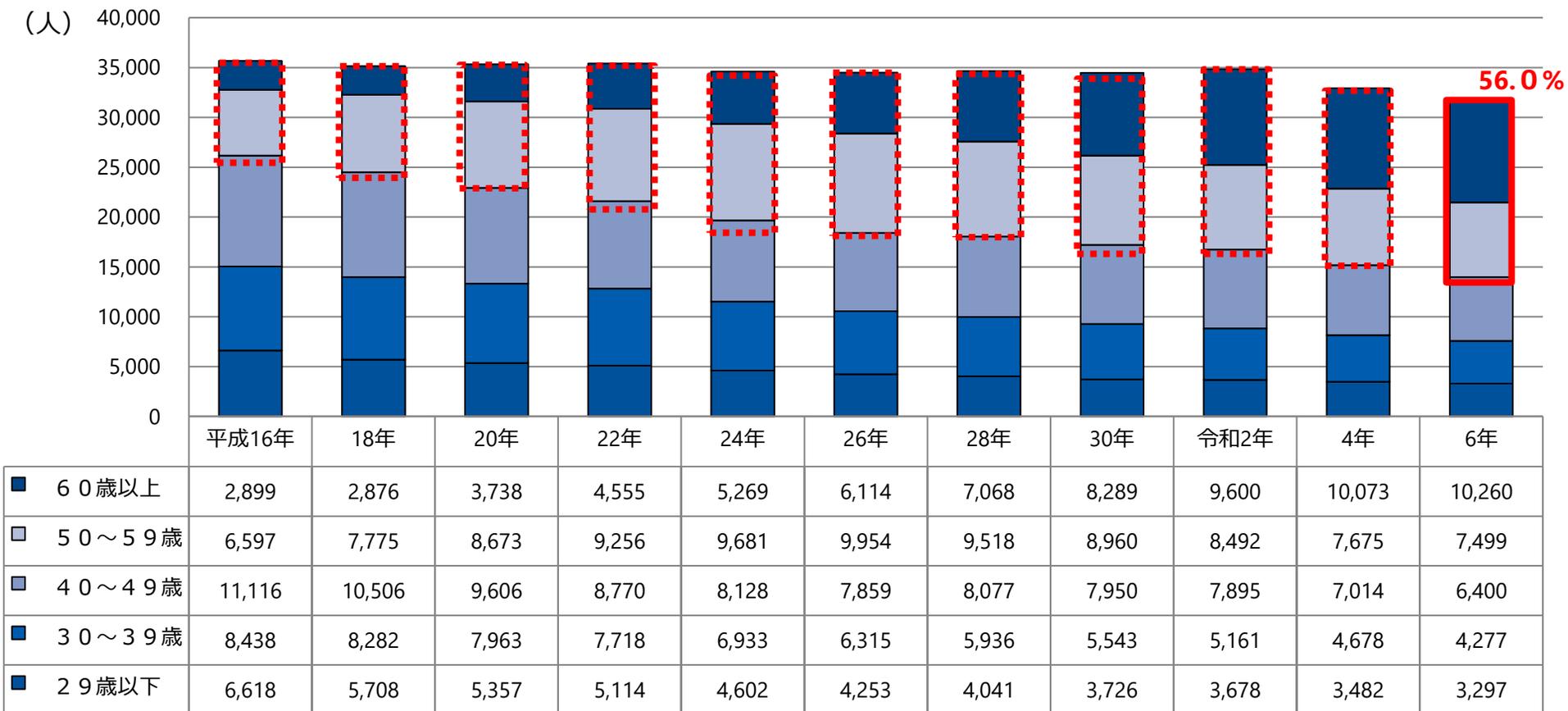
- 令和6年の歯科技工士免許登録者数は125,093人であり、そのうち業務従事者数は31,733人である。
- 免許登録者数に占める業務従事者数の割合（就業割合）は減少傾向であり、令和6年では25.4%である。



(出典：衛生行政報告例、歯科医療振興財団調べ)

就業歯科技工士（年齢階級別）の年次推移

○ 就業歯科技工士のうち50歳以上の者が増加しており、令和6年で56.0%となっている。



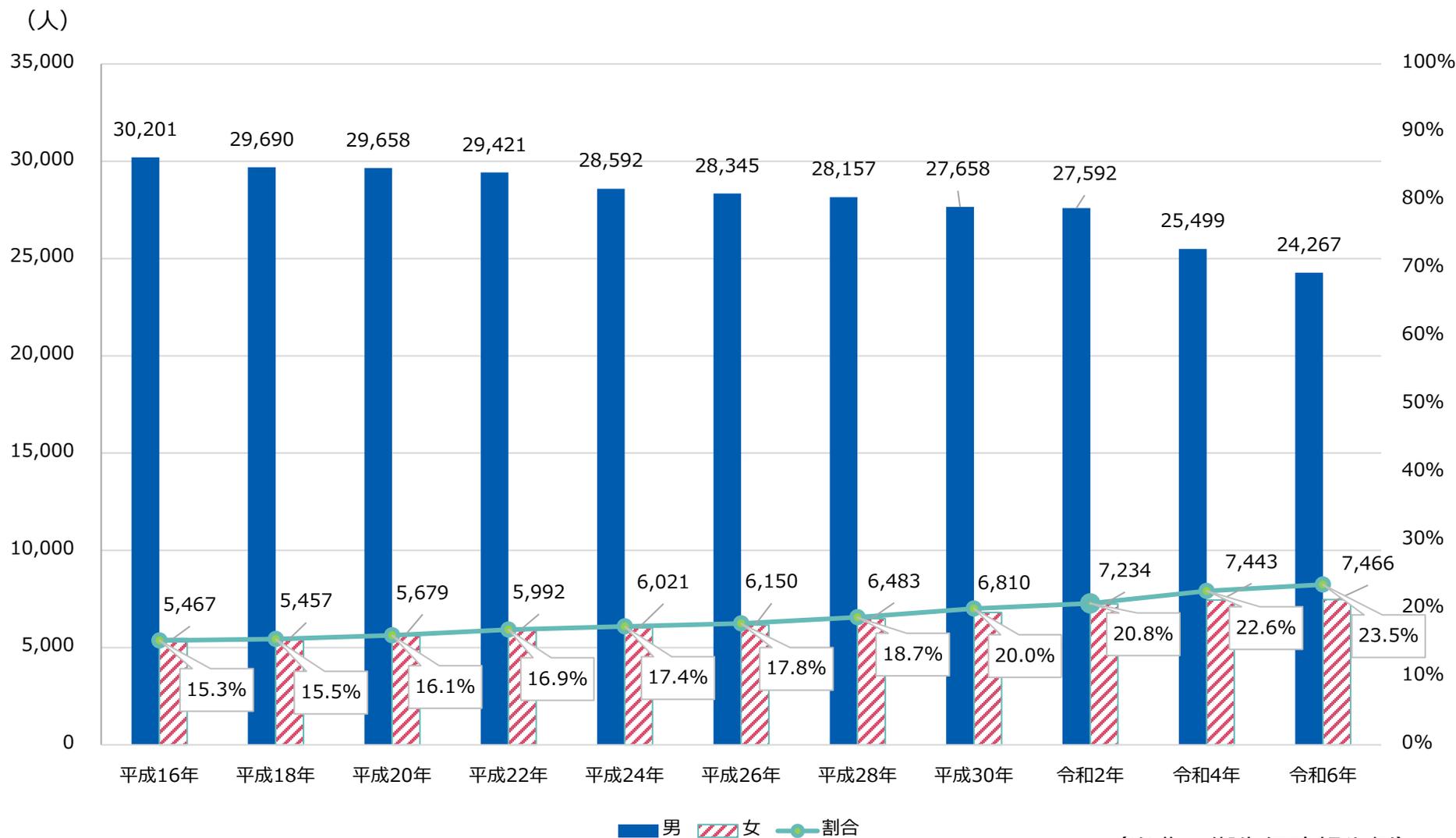
(参考)

合計	35,668	35,147	35,337	35,413	34,613	34,495	34,640	34,468	34,826	32,942	31,733
50歳以上	9,496	10,651	12,411	13,811	14,950	16,068	16,586	17,249	18,092	17,768	17,759
50歳以上割合	26.6%	30.3%	35.1%	39.0%	43.2%	46.6%	47.9%	50.0%	51.9%	53.9%	56.0%

(出典：衛生行政報告例)

就業歯科技工士（性別）の年次推移

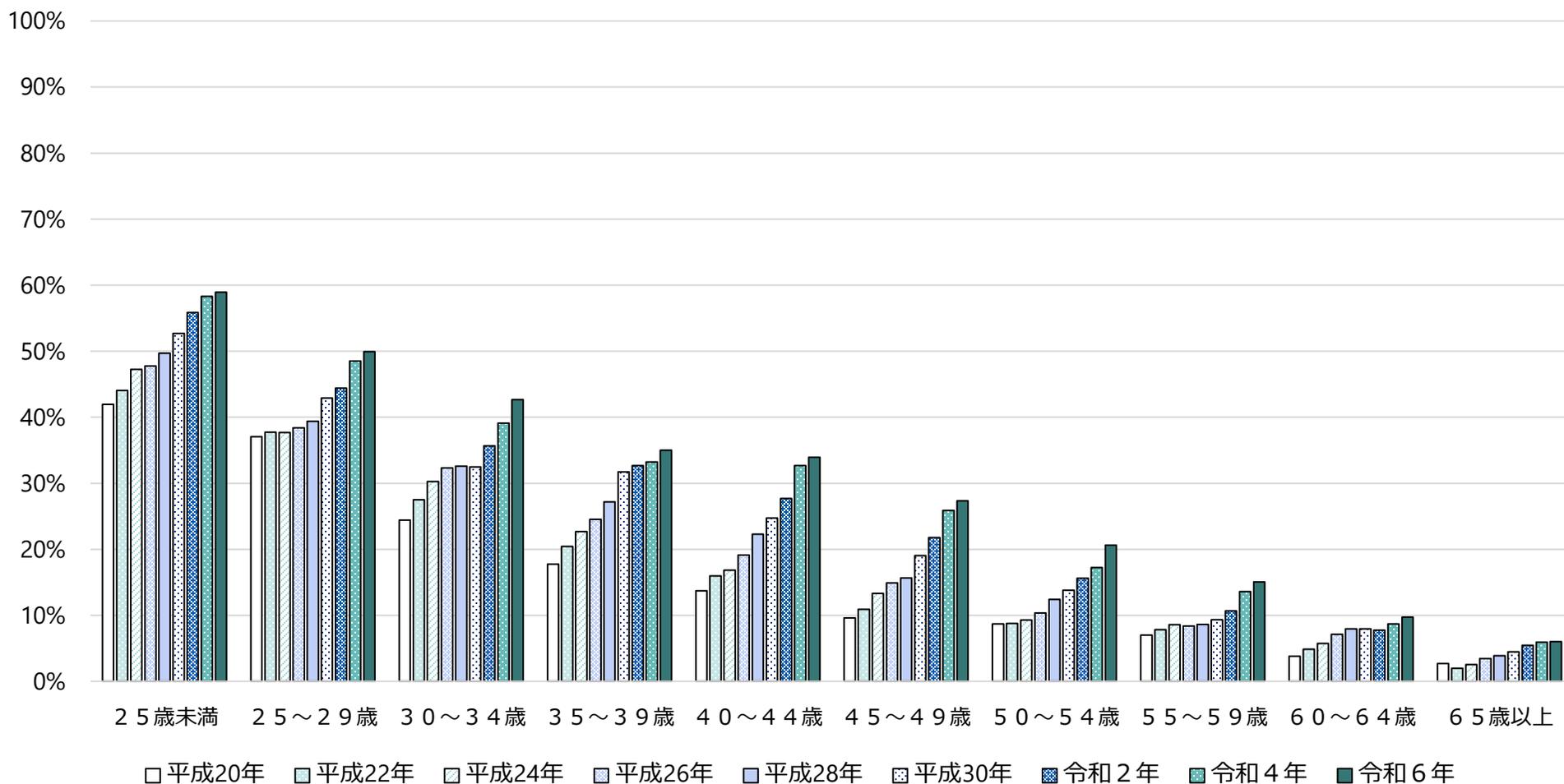
○ 就業歯科技工士のうち女性が占める割合は増加傾向であり、令和6年で23.5%となっている。



(出典：衛生行政報告例)

年齢階級別就業歯科技工士のうち女性が占める割合

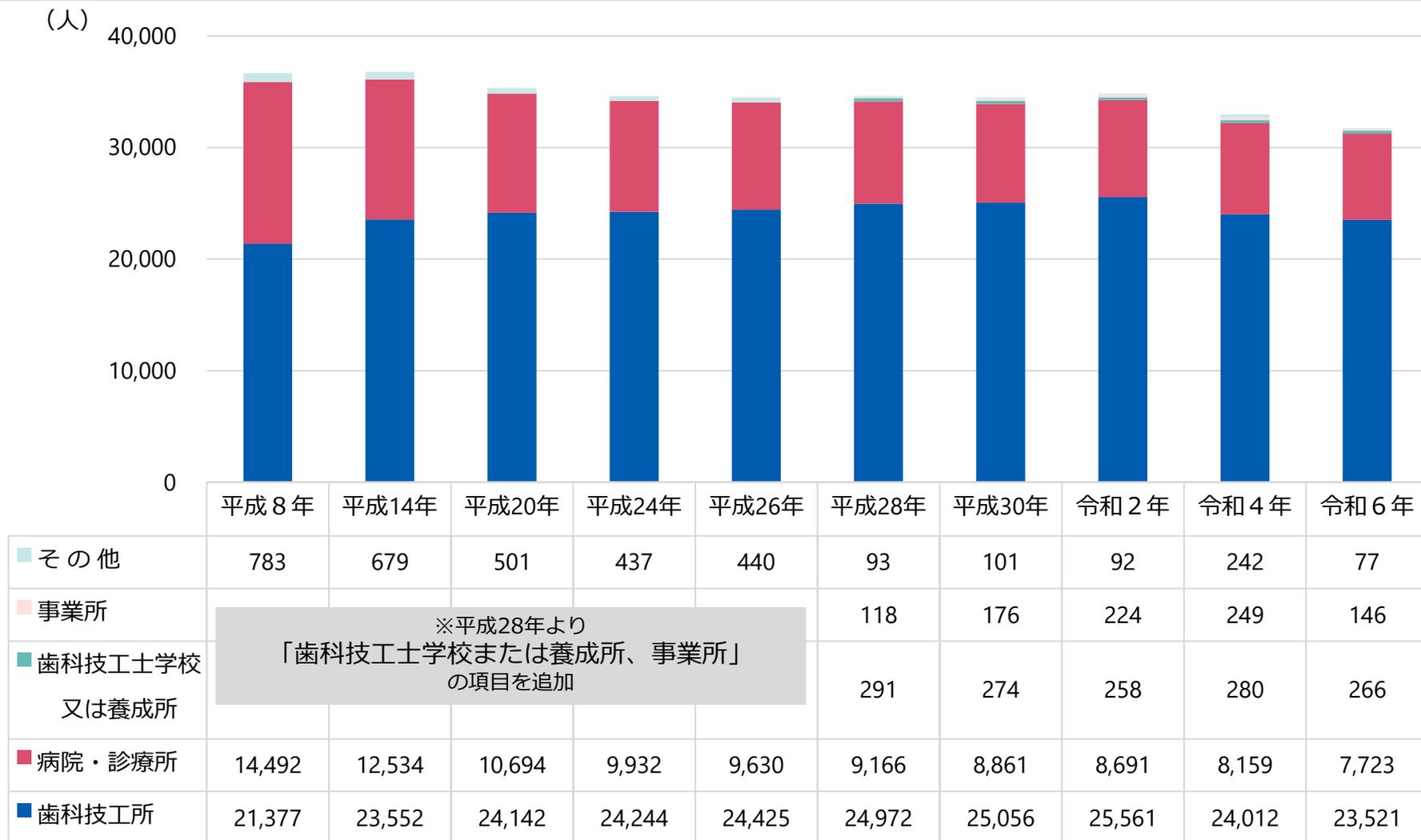
- 年齢階級別に就業歯科技工士のうち女性が占める割合をみると、いずれの年齢階級においても増加しており、25歳未満では平成30年以降半数を超えている。



(出典：衛生行政報告例)

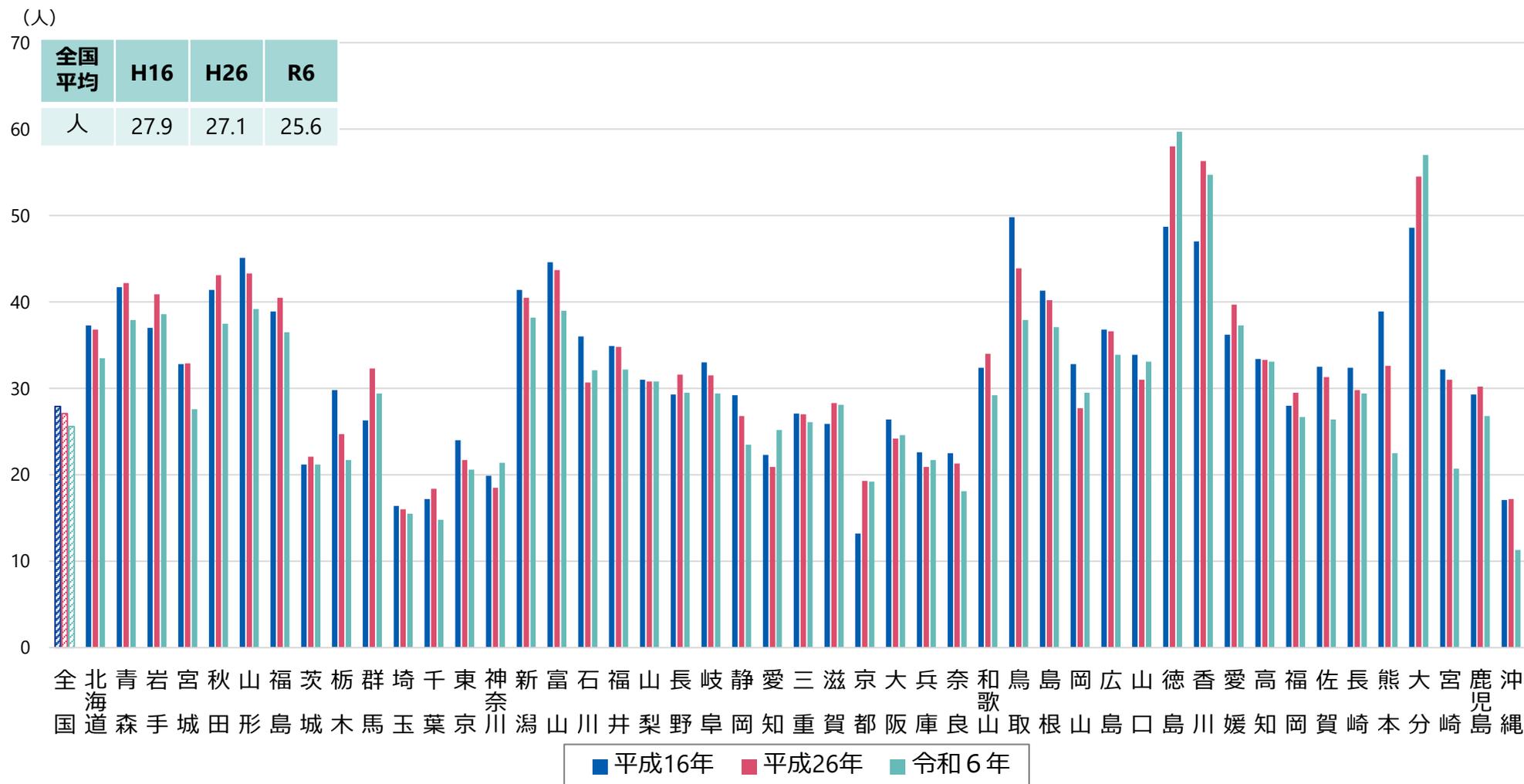
就業歯科技工士数（就業場所別）の推移

- 歯科技工士の就業場所は、「歯科技工所」が最も多く、令和6年では23,521人であり約74%となっている。
- 「病院・診療所」は減少傾向であり、平成8年の14,492人から令和6年では7,723人となっている。



都道府県別（人口10万対）の業務従事者数の年次推移

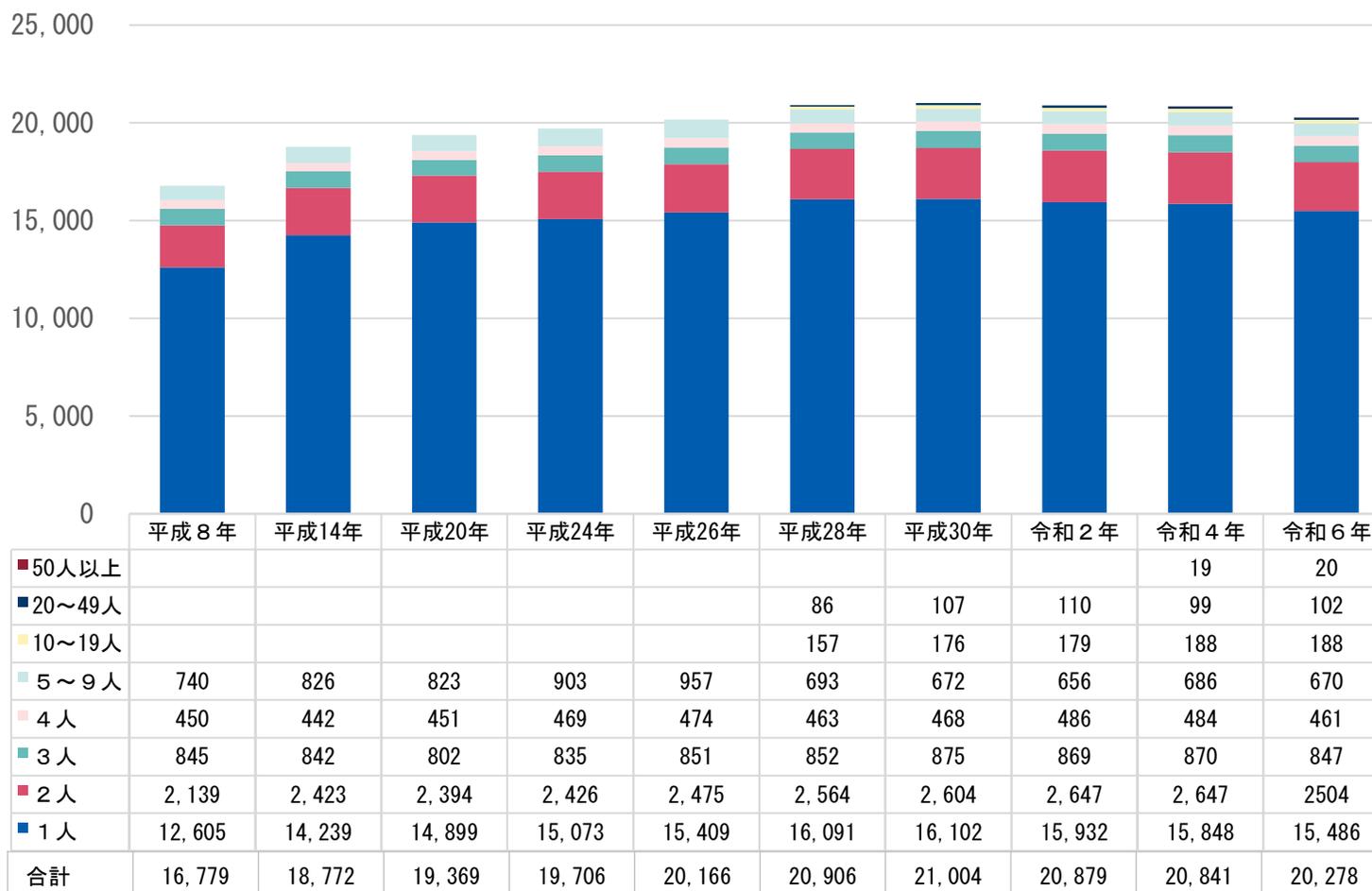
○ 都道府県別の歯科技工士の業務従事者（人口10万人当たり）は、一部の県で50人を超えているほかは、おおよそ10人～40人当たりで推移している。



規模別歯科技工所数の推移

- 歯科技工所数は近年ほぼ横ばいであり、令和4年で20,841箇所である。
- 規模としては、「1人」が7割以上であり、「10～19人」、「20人～49人」、「50人以上」が微増傾向である。

(か所)

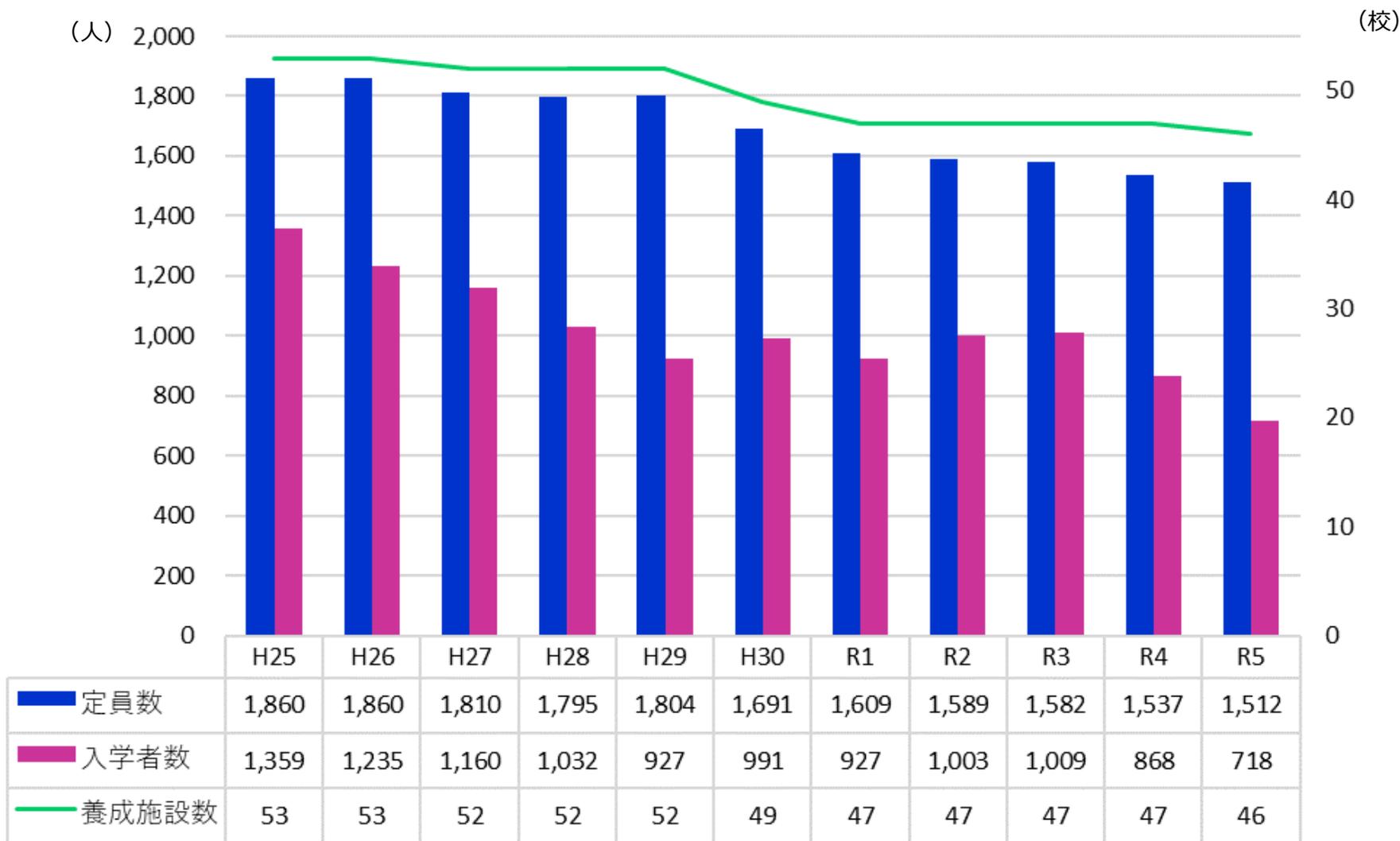


歯科技工士養成施設の定員数・入学者数及び施設数

- 歯科技工士養成施設数は減少傾向であり、令和5年度で46校である。
- 入学者数も減少傾向であり、令和5年度は718名で定員数の5割程度である。

第3回 歯科技工士の業務のあり方等に関する検討会
令和6年12月6日

資料1

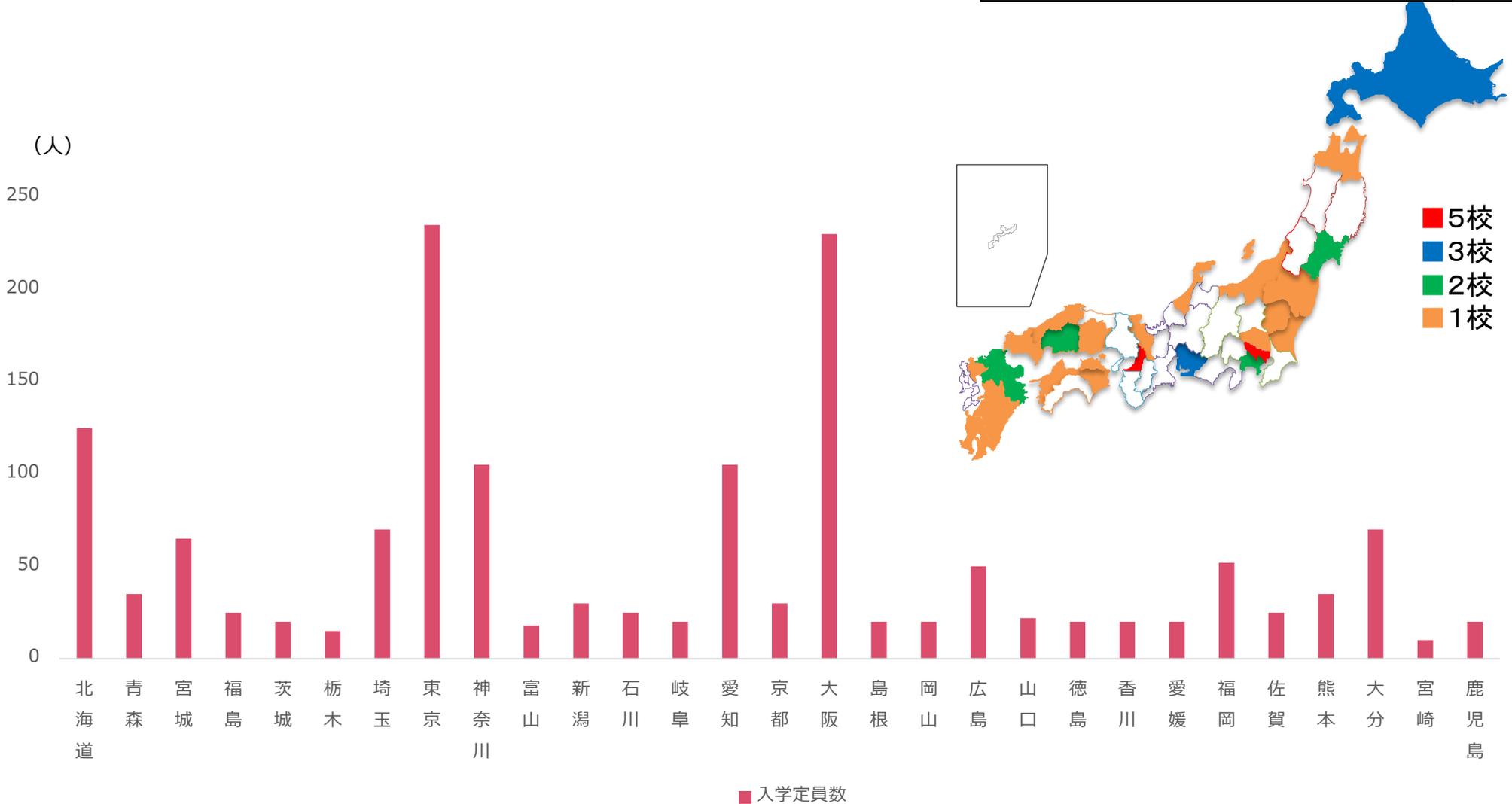


※ただし、養成施設数は当該年度において入学者を募集している施設数を示す。(厚生労働省・全国歯科技工士教育協議会調べ)

都道府県別歯科技工士養成施設の定員数及び施設数

○ 歯科技工士養成施設が存在する都道府県は、令和5年度で29都道府県である。

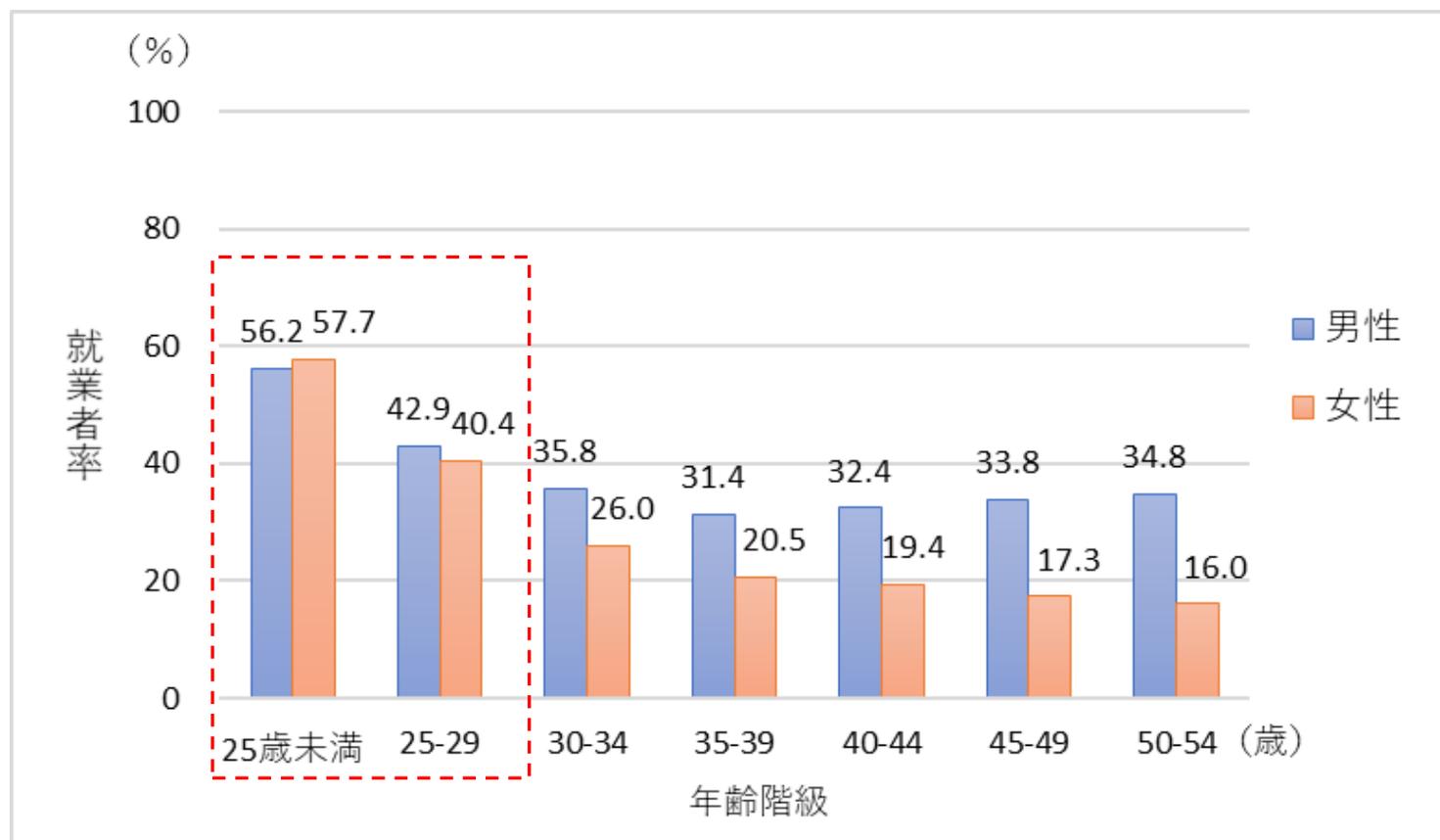
第3回 歯科技工士の業務のあり方等に関する検討会	資料1
令和6年12月6日	



※ただし、養成施設数は当該年度において入学者を募集している施設数を示す。(厚生労働省・全国歯科技工士教育協議会調べ)

性別・年齢階級別にみた歯科技工士の就業者率

- 性別・年齢階級別に就業者率をみると、特に20歳代の就業者率では、「24歳以下」においては男性56.2%、女性57.7%であり、「25～29歳」においては男性42.9%、女性40.4%と、他の年齢階級に比較して高い。



歯科技工士の離職の年齢及び理由

- 歯科技工士養成施設 4 校の卒業生を対象とした調査において、現に歯科技工士として就業していない者の多くが 20 代で離職をしていた。
- 離職の理由としては、「給与・待遇の面」「仕事内容への不安」が上位を占めていた。

<歯科技工士を離職した年齢>

	A校		B校		C校		D校	
	n	割合(%)	n	割合(%)	n	割合(%)	n	割合(%)
総数	92	100.0	68	100.0	138	100.0	5	100.0
20~25歳未満	47	51.1	16	23.5	76	55.1	4	80.0
25~30歳未満	26	28.2	23	33.8	32	23.2	1	20.0
30~35歳未満	8	8.7	10	14.7	16	11.6	0	0.0
35歳以上	10	10.9	10	14.7	6	4.3	0	0.0
無回答	1	1.1	9	13.3	8	5.8	0	0.0

<歯科技工士を離職した理由>

	A校		B校		C校		D校	
	n	割合(%)	n	割合(%)	n	割合(%)	n	割合(%)
総数	92	100.0	68	100.0	138	100.0	5	100.0
仕事内容への不安	42	45.7	22	32.4	72	52.2	4	80.0
給与・待遇の面	53	57.6	28	41.2	80	58.0	3	60.0
人間関係	27	29.3	14	20.6	40	29.0	1	20.0
家庭等の事情	6	6.5	4	5.9	9	6.5	0	0.0
結婚	11	12.0	11	16.2	14	10.1	0	0.0
出産・育児	13	14.1	10	14.7	5	3.6	0	0.0
家族等の介護	1	1.1	2	2.9	1	0.7	0	0.0
健康面	32	34.8	16	23.5	42	30.4	0	0.0
歯科以外への興味	14	15.2	14	20.6	22	15.9	0	0.0
その他	23	25.0	18	26.5	39	28.3	1	20.0
無回答	1	1.1	4	5.9	4	2.9	0	0.0

<回答者の基本属性>

	A校		B校		C校		D校	
	n	割合(%)	n	割合(%)	n	割合(%)	n	割合(%)
総数	239	100.0	185	100.0	319	100.0	35	100.0
年齢								
20歳代	54	22.6	29	15.7	12	3.8	11	31.4
30歳代	72	30.1	27	14.6	13	4.1	12	34.3
40歳代	82	34.3	57	30.8	16	5.0	11	31.4
50歳代以上	30	12.6	72	38.9	277	86.8	1	2.9
無回答	1	0.4	0	0.0	1	0.3	0	0.0
歯科技工士免許を取得した年齢								
25歳未満	211	88.3	150	81.1	299	93.7	31	88.6
25~30歳未満	15	6.3	29	15.7	14	4.4	1	2.8
30歳以上	11	4.6	6	3.2	6	1.9	3	8.6
無回答	2	0.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0
性別								
男性	151	63.2	88	47.6	179	56.1	20	57.1
女性	88	36.8	97	52.4	140	43.9	15	42.9
現在の歯科技工士としての就業状況								
歯科技工士として就業している	147	61.5	117	63.2	181	56.7	29	82.9
歯科技工士として就業していない	92	38.5	68	36.8	138	43.3	5	14.3
無回答	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	2.8

<調査概要>
 調査対象：調査協力が得られた複数の歯科技工士養成施設のうち、4校を対象とし、調査対象施設の卒業生のなかから無作為抽出された者（3,759名）に調査を実施。
 調査方法：郵送法による自記式質問紙調査
 回収率：A校14.9%、B校39.9%、C校19.9%、D校36.8%
 調査期間：令和2年11月26日~令和2年12月28日

令和6年度歯科専門職の業務の実態調査 概要（速報）①

○ 本調査は、歯科専門職（歯科医師・歯科衛生士・歯科技工士）の業務実態（働き方）を把握することを目的に行われた。

調査期間：令和7年3月3日～令和7年4月25日

調査票		調査対象母集団	抽出方法	送付数	有効回収数 （※1）	有効回収率 （※2）
施設票	病院歯科票	全国の病院歯科 （保険医療機関）	悉皆	1,814施設	301施設	16.6%
	歯科診療所票	全国の歯科診療所 （保険医療機関）	都道府県別無歯科医地区又は準無歯科医地区別層化無作為抽出・比例割当法による母集団からの1/8抽出	8,295施設	1,262施設	15.3%
	歯科技工所票	全国の歯科技工所	大規模 ➢ 悉皆 大規模以外 ➢ 都道府県別無歯科医地区又は準無歯科医地区別層化無作為抽出・比例割当法による母集団からの1/8抽出	2,665施設 大規模 ➢ 81施設 大規模以外 ➢ 2,584施設	212施設 大規模 ➢ 54施設 大規模以外 ➢ 158施設	9.0% 大規模 ➢ 66.7% 大規模以外 ➢ 7.0%
個人票	歯科医師票	全国の病院歯科・歯科診療所に従事する歯科医師	病院歯科票・歯科診療所票を送付した施設に従事する歯科医師全員	※3	2,160票	※3
	歯科衛生士票	全国の病院歯科・歯科診療所に従事する歯科衛生士	病院歯科票・歯科診療所票を送付した施設に従事する歯科医師全員	※3	2,438票	※3
	歯科技工士票	全国の病院歯科・歯科診療所・歯科技工所に従事する歯科技工士	病院歯科票・歯科診療所票・歯科技工所票を送付した施設に従事する歯科技工士全員	※3	443票	※3

※1 有効回収数においては、無回答・無効回答を除外して算出

※2 閉業等により郵送が返還された歯科診療所35施設、病院歯科1施設、歯科技工所312施設を除外して算出

※3 専門職票の配布数が特定できないため空欄

（注：速報により最終的な値は変動することがある）

現在歯科技工士を続ける上で問題となっていること

- 歯科技工士を続ける上で問題となっていることとして、全体では「経済的な問題」「長時間労働」「歯科技工士不足」の割合が高かった。

問11(1). 現在歯科技工士を続けるうえで問題となっていることは何ですか。当てはまるものを全て選んでください。

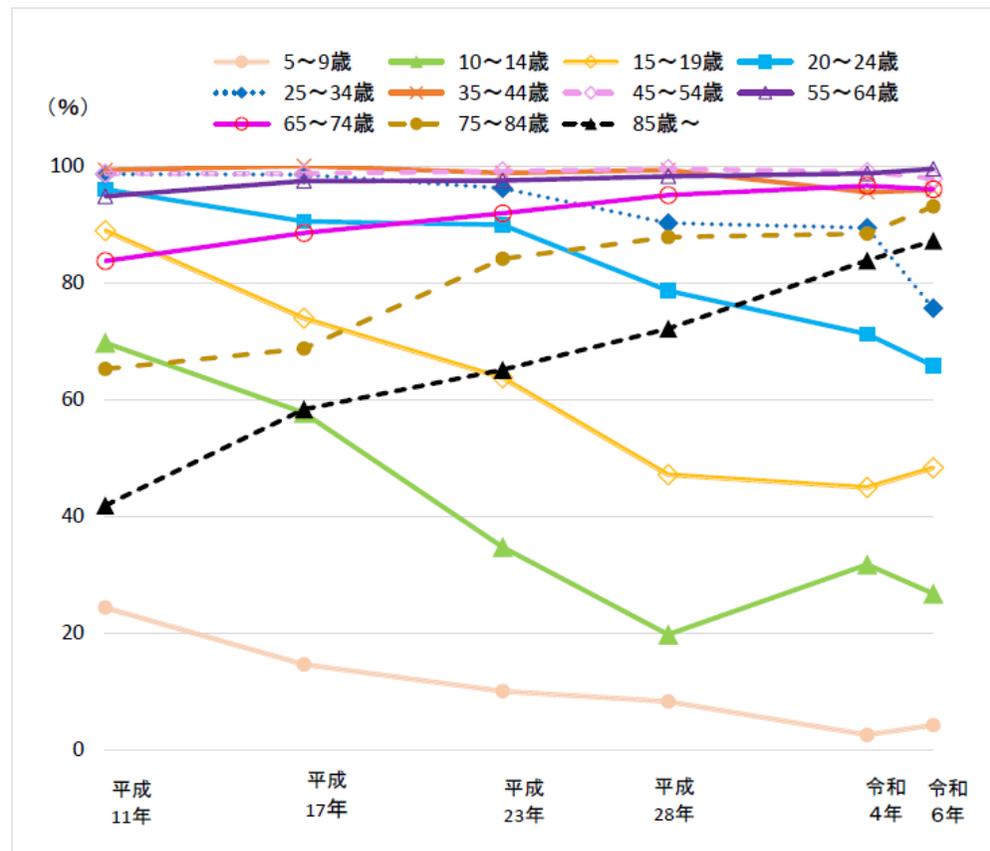
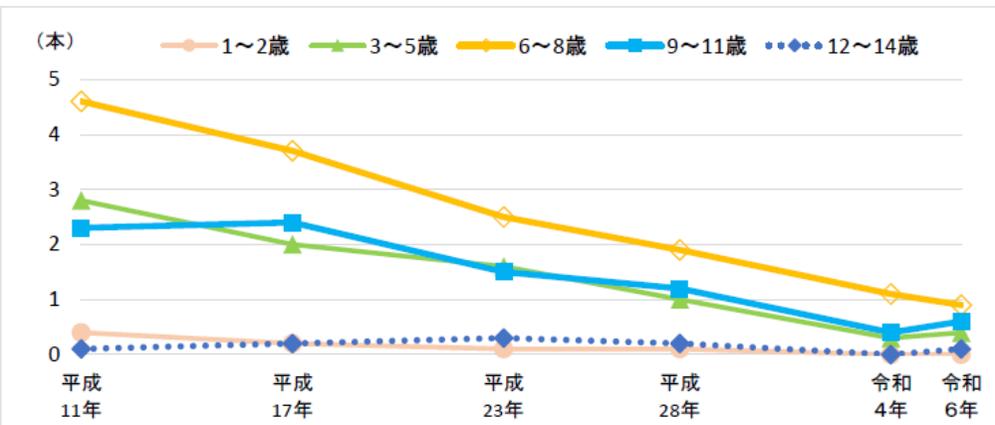
	合計	経済的な問題	長時間労働	受注（仕事）量の減少	健康問題	転業（廃業）の可能性	職場内の人間関係	後継者の問題	歯科技工士不足	患者の口腔内に触れられない	最新のデジタル機器（CAD/CAM機器）の導入	デジタル機器の導入による業務の効率化	その他	無回答	
全体	n 割合 (%)	443 100.0	236 53.3	157 35.4	64 14.4	158 35.7	41 9.3	94 21.2	98 22.1	160 36.1	64 14.4	73 16.5	56 12.6	46 10.4	15 3.4
うち、一人歯科技工所	n 割合 (%)	17 100.0	13 76.5	10 58.8	2 11.8	5 29.4	4 23.5	2 11.8	4 23.5	5 29.4	5 29.4	5 29.4	3 17.6	2 11.8	0 0.0
うち、歯科技工所	n 割合 (%)	46 100.0	27 58.7	26 56.5	16 34.8	17 37.0	5 10.9	6 13.0	7 15.2	16 34.8	6 13.0	3 6.5	4 8.7	3 6.5	2 4.3
うち、大規模歯科技工所	n 割合 (%)	54 100.0	33 61.1	29 53.7	5 9.3	16 29.6	3 5.6	20 37.0	16 29.6	34 63.0	3 5.6	6 11.1	6 11.1	3 5.6	1 1.9
うち、その他	n 割合 (%)	326 100.0	163 50.0	92 28.2	41 12.6	120 36.8	29 8.9	66 20.2	71 21.8	105 32.2	50 15.3	59 18.1	43 13.2	38 11.7	12 3.7

(参考) 令和6年度歯科疾患実態調査の結果 (概要) ①

- 14歳以下の各年齢において過去の調査と比較すると、1人平均う蝕歯数（dft指数）は概ね減少傾向であった。
- う蝕を持つ者の割合の年次推移は、5歳以上35歳未満では減少傾向であったが、55歳以上では増加傾向にあった。

＜1人平均う蝕歯数（dft指数）の年次推移
（乳歯：1～14歳、年齢階級別）＞

＜う蝕を持つ者の割合の年次推移
（永久歯：5歳以上）＞

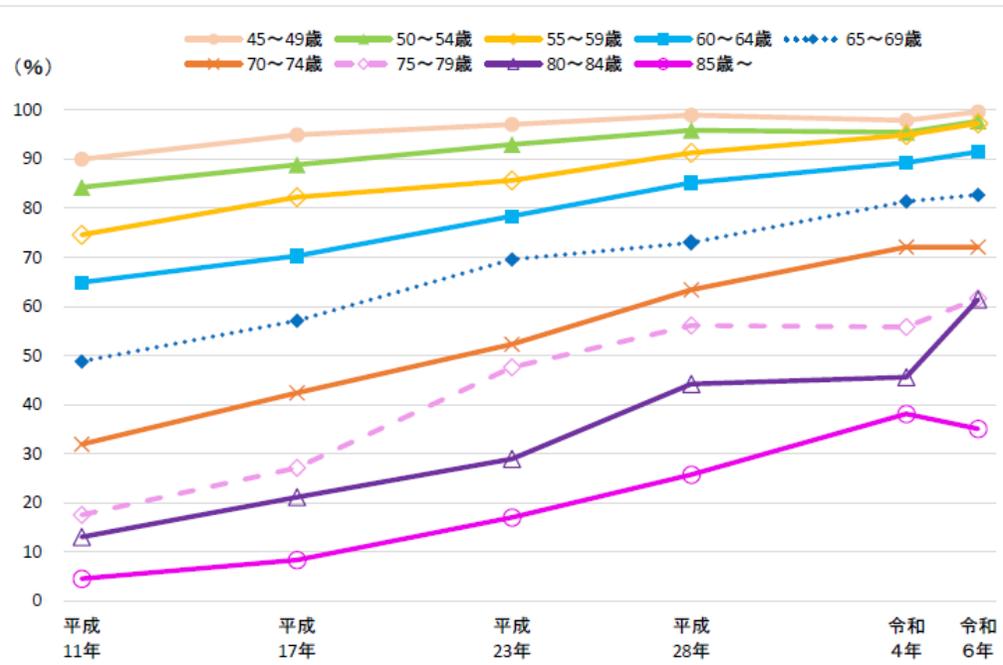


注：令和6（2024）年の割合（%）は各都道府県の人口規模が反映されるように調整された全国補正值であり、単なる人数比とは異なる。

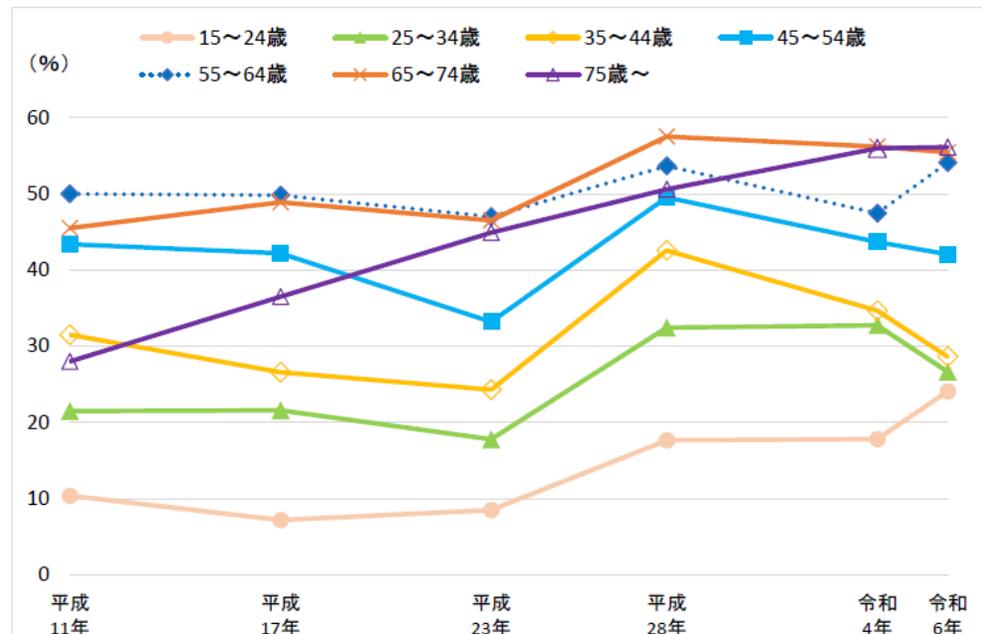
(参考) 令和6年度歯科疾患実態調査の結果 (概要) ②

- 20本以上の自分の歯を有する者の割合の年次推移は、概ね増加傾向であり、8020達成者の割合（80歳で20本以上の歯を有する者の割合）は、75歳以上85歳未満の20本以上の歯を有する者の割合から約61.5%と推計される。
- 4mm以上の歯周ポケットを持つ者の割合は、15～19歳が21.2%で最も低く、80～84歳が61.6%で最も高かった。また、年次推移において65歳以上で概ね増加していた

<20本以上の歯を有する者の割合の年次推移 (永久歯：45歳以上)>



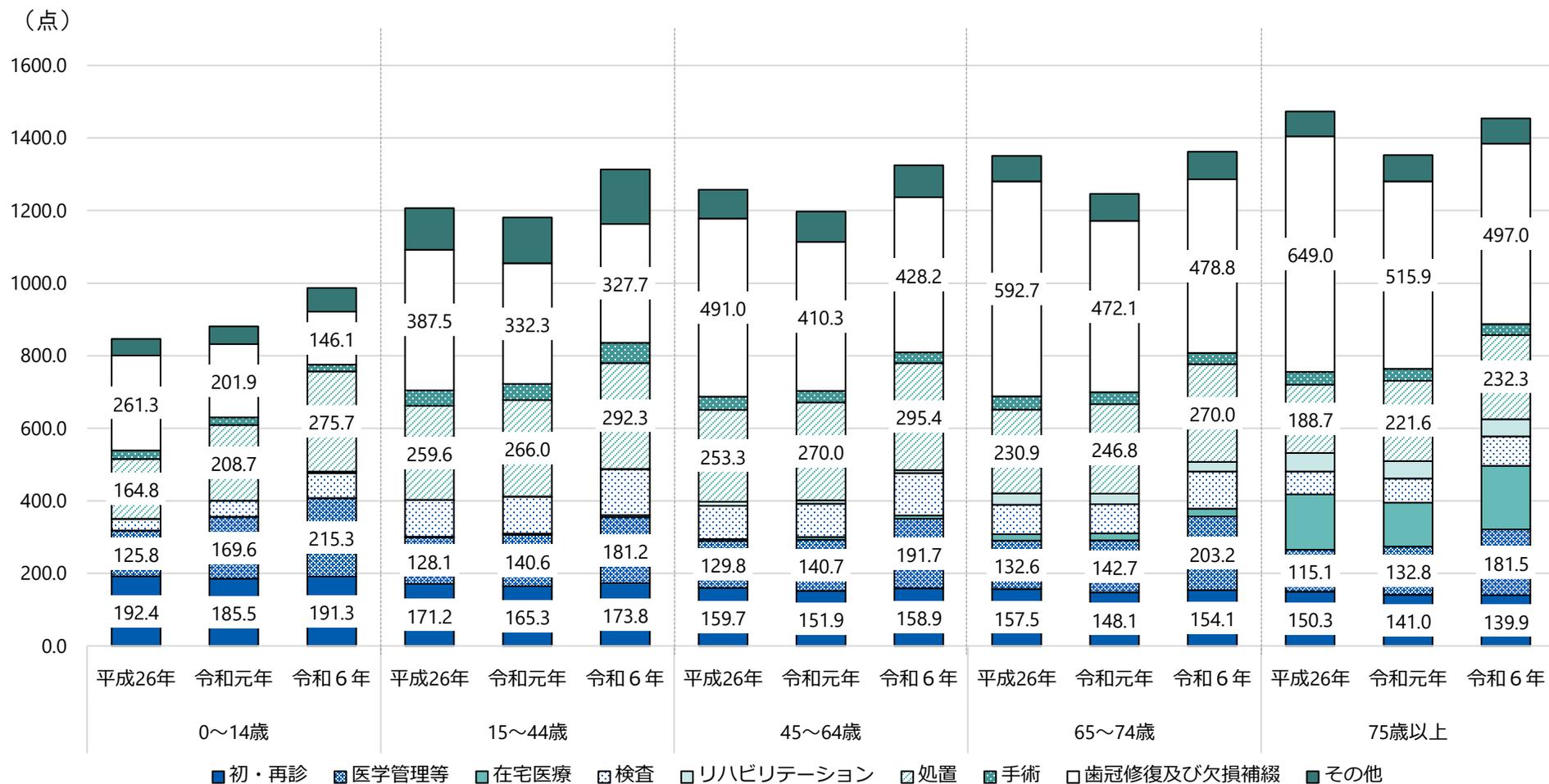
<歯周ポケット（4mm以上）を有する者の 割合の年次推移、年齢階級別（15歳上）>



注：令和6（2024）年の割合（%）は各都道府県の人口規模が反映されるように調整された全国補正值であり、単なる人数比とは異なる。

診療行為別レセプト1件当たり平均点数（年齢階級別）

- 診療行為別のレセプト1件当たりの平均点数をみると、令和6年では、0～14歳では「処置」、15歳以上になると「歯冠修復及び欠損補綴」の占める割合が最も大きくなる。
- 「歯冠修復及び欠損補綴」は、0～14歳、15～44歳、75歳以上で減少している。45～64歳、65～74歳では、平成26年から令和元年は減少しているが、令和6年は令和元年に比べると増加している。



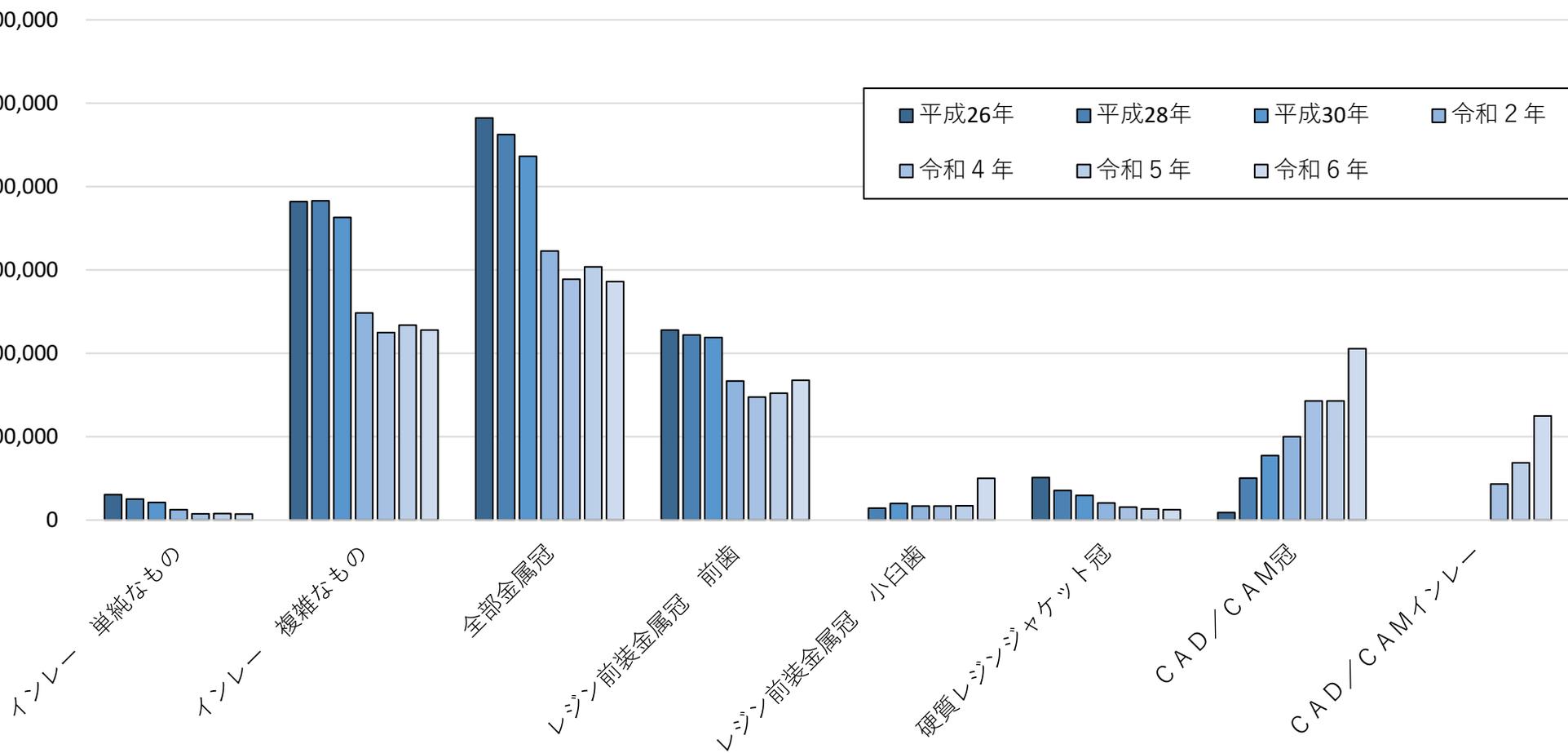
（出典：社会医療診療行為別統計 ※平成26年は抽出調査による推計）

歯冠修復・歯冠補綴の実施状況

○ CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレーは増加傾向、その他は減少傾向である。

(回)

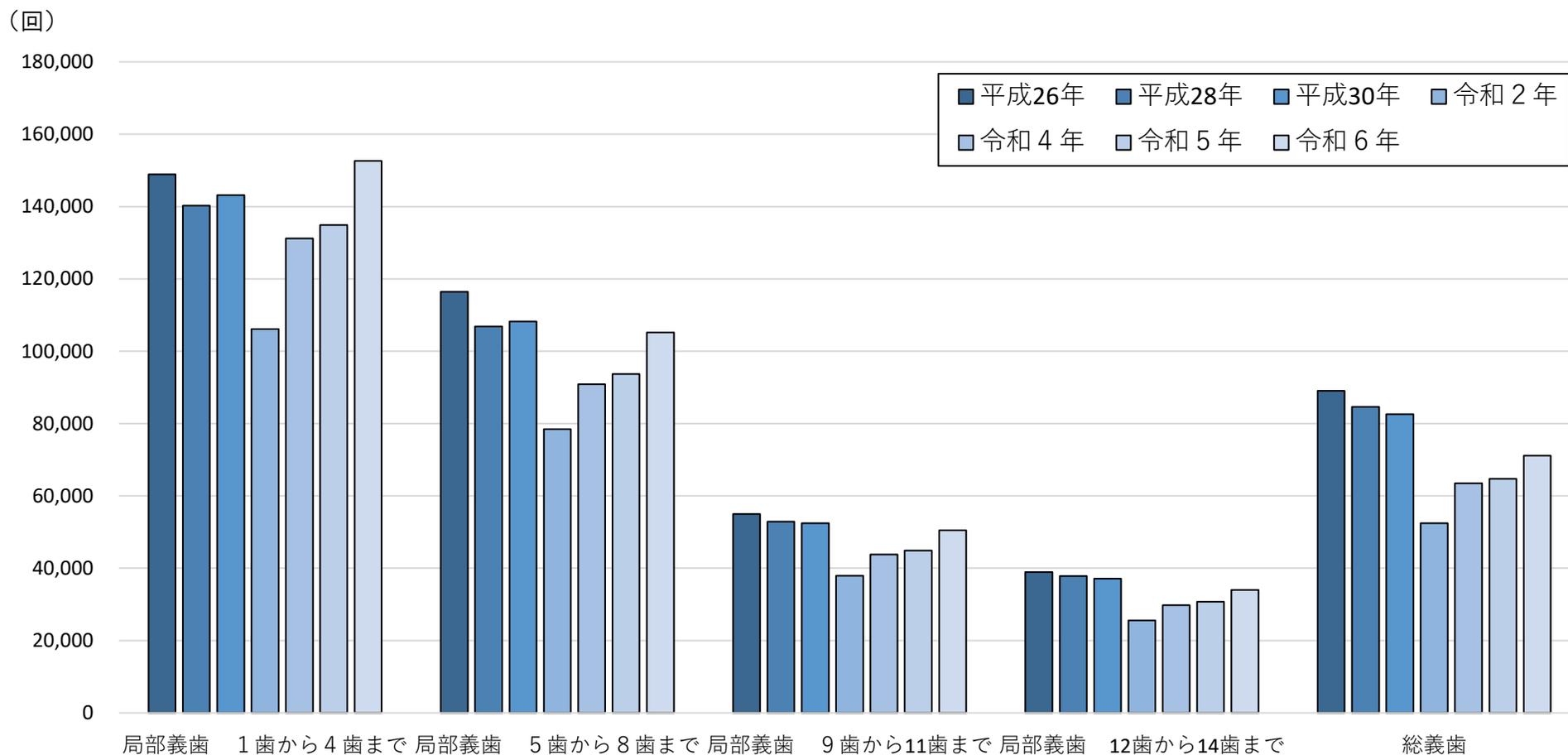
＜歯冠修復・歯冠補綴の算定回数の年次推移＞



有床義歯の製作状況（算定回数の年次推移）

- 平成26年から令和6年の有床義歯の算定回数をみると、いずれも令和2年に大幅に減少し近年は増加傾向にあるものの、平成26年と令和6年を比較すると「局部義歯1歯から4歯まで」を除き、減少している。

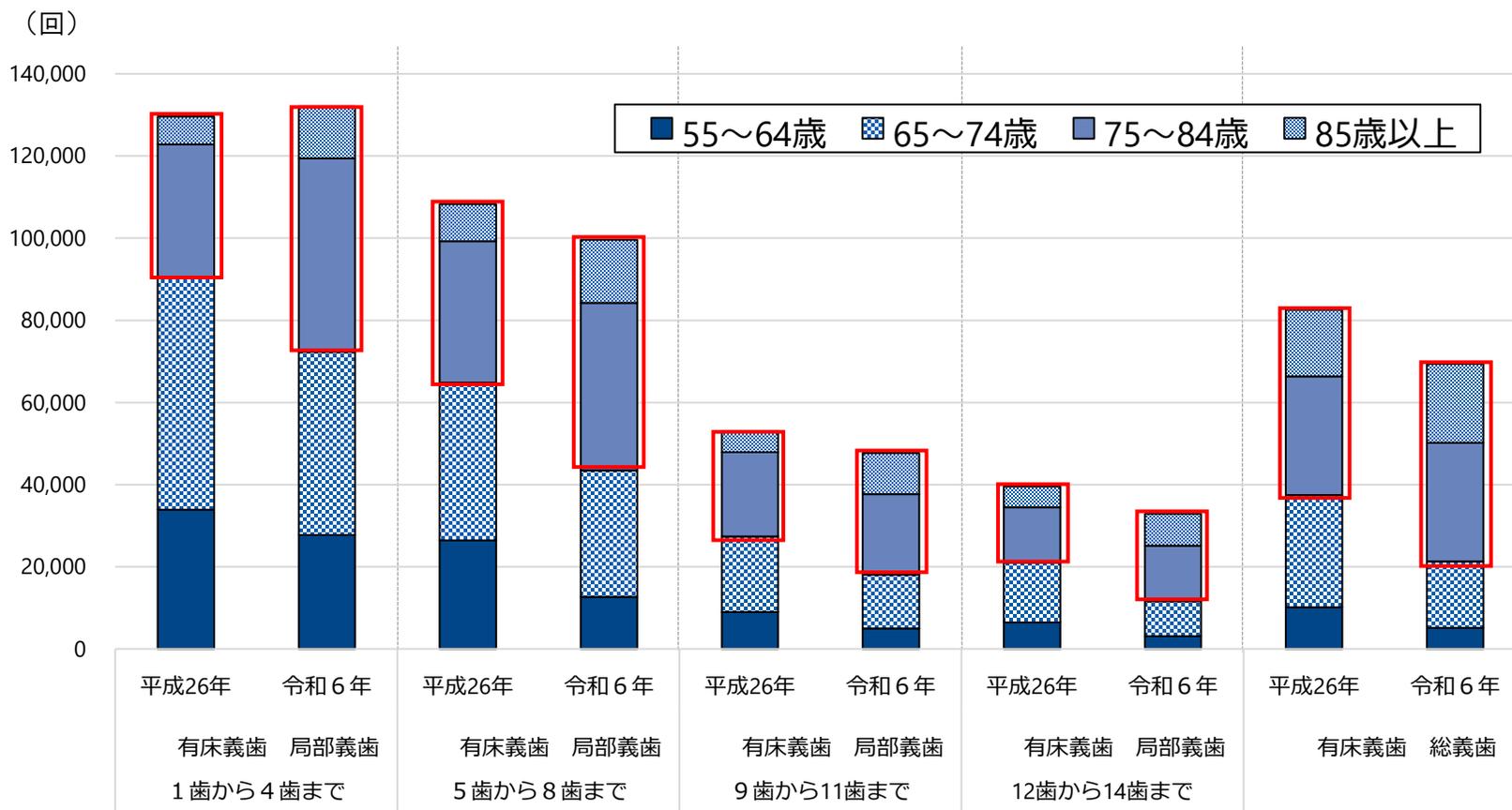
＜有床義歯の算定回数の年次推移＞



有床義歯の製作状況（年齢階級別（55歳以上）算定回数の推移）

- 55歳以上年齢階級別の有床義歯の算定回数を平成26年と令和6年で比較すると、全体としては減少傾向であるが、「局部義歯 1歯から4歯まで」では、算定回数は増加している。
- 一方で、「75～84歳」「85歳以上」ではいずれの区分でも算定回数は増加傾向となっている。

＜有床義歯の年齢階級別算定回数＞



(出典:社会医療診療行為別統計 ※平成26年は抽出調査による推計)

歯科技工士の養成・確保に関する検討会報告書（抜粋①）

（2 歯科技工士の確保について <歯科技工士の確保に関する今後の方向性>）

第3回 歯科技工士の業務のあり方等に関する検討会

令和6年12月6日

資料1
(改)

<歯科技工士の確保に関する今後の方向性>

- 歯科技工士の離職防止対策は喫緊の課題であり、労働環境や勤務環境改善の取り組みが必要である。**厚生労働科学研究「歯科技工業の多様な業務モデルに関する研究」の結果及び結果に基づく提言をふまえ、**
 - ・ 書面による雇用契約の締結や就業規則作成・整備の必要性
 - ・ 歯科医療機関と歯科技工所との業務委託 契約書の作成の推進等について、周知を図る。
- 歯科技工所の勤務環境を改善するためには、業務の効率化を進める必要があるが、その方法については歯科技工所の規模や地域の状況等、個々の状況に応じた取組みを考える必要がある。令和元年度より実施されている**「歯科技工所業務形態改善等調査検証事業」において、様々な業務モデルの好事例の収集・分析をすすめ、**これらの結果をわかりやすくとりまとめ、全国の歯科技工所で業務改善に取り組む際の参考となるよう、周知を図る。
- 歯科医師と歯科技工士の連携を推進するため、まずは**現行法令上可能な業務について内容を整理し、周知**する。また、今後の**歯科技工士の業務のあり方**については、引き続き検討する。

歯科技工業務に関する厚生労働科学研究及び提言

第3回 歯科技工士の業務のあり方等に関する検討会
令和6年12月6日

資料1

事業名

検討事項

H29・H30年度
歯科衛生士及び歯科技工士の就業状況等に基づく安定供給方策に関する研究

研究代表者：須田 英明

- 複数の歯科衛生士及び歯科技工士養成施設の卒業生（卒後3年以上、過去約10年）を対象に、養成施設に入学した理由や、卒後の就業状況、またその選択の理由、職歴等について実態調査を行う事により、近年の就業動向等を検証する。
- 実態調査の結果に基づき、歯科衛生士と歯科技工士のキャリアパスや働き方について検討を行い、就職率の向上及び離職率の低下のための具体的な方策を提示する。

H29・30年度
歯科技工業の多様な業務モデルに関する研究

研究代表者：赤川 安正

- 歯科技工業の多様な業務モデルについて勤務環境（労働時間、収益等）にかかる要素ごとに利点・欠点を整理するとともに、当該業務モデルの効果的運用方法について提案し、当該業務モデルの導入に資するマニュアル等を作成する。
- 歯科技工所と歯科診療所等との間の委託契約の方法及び内容や、歯科技工所内の雇用契約の内容の検証を実施。
- 研究の結果を踏まえて、提言がまとめられた。

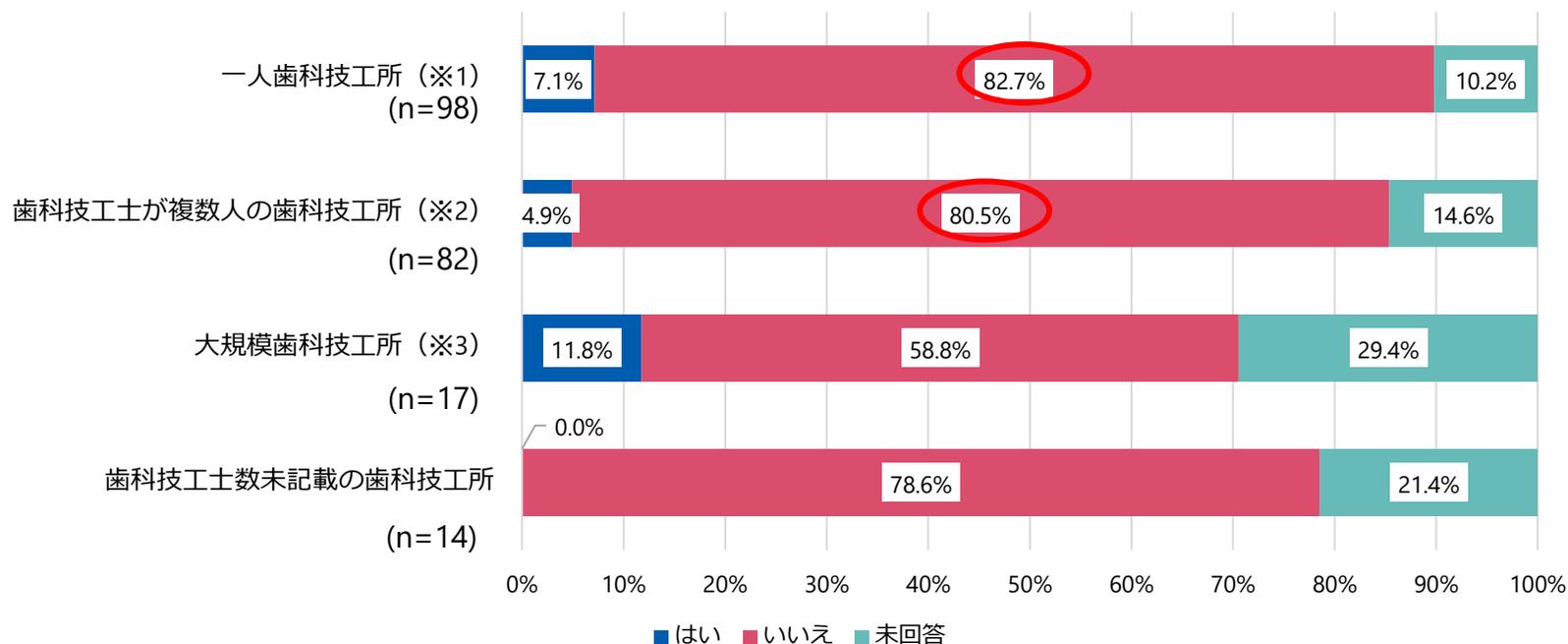
【提言】（令和元年5月31日）

1. 歯科医師と歯科技工士は歯科技工に関する認識と情報を共有する
2. 歯科医師と歯科技工士が十分連携できる体制を整備する
3. 歯科技工士の職業内容に関する意識を改善させる
4. 労働契約書や就業規則を作成する
5. 歯科技工業を効率化する
6. 歯科技工士や歯科技工に関する社会の認知を向上させる

補てつ物等の製作受託に関する歯科技工所と歯科医療機関の契約の状況

- 契約書の取り交わしは、いずれの歯科技工所においても「いいえ」が最も多く、その割合は一人歯科技工所、歯科技工所ではいずれも8割程度となっている。

<補綴物等の製作の委託に関する歯科医療機関との契約書の取り交わし状況>



- ※1 就業歯科技工士が1人である歯科技工所
- ※2 就業歯科技工士が2人以上である歯科技工所 (一般社団法人日本歯科技工所協会会員を除く)
- ※3 就業歯科技工士が2人以上である歯科技工所 (一般社団法人日本歯科技工所協会会員)

歯科技工所業務形態改善等調査検証事業

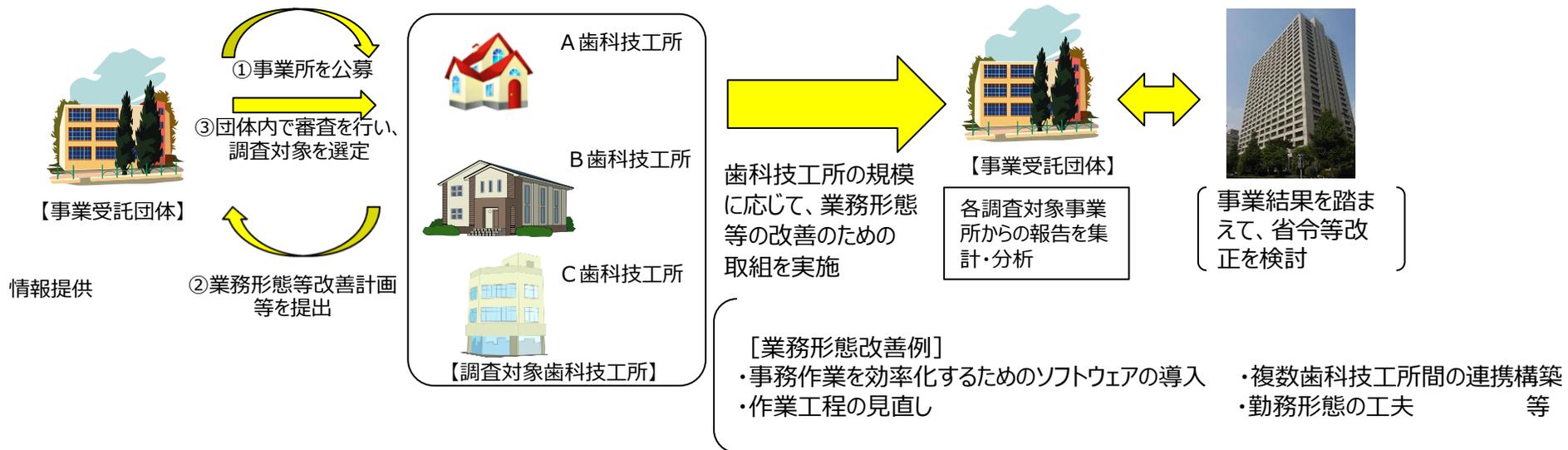
令和7年度予算額 15百万円 (15百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ◆高齢化の進展に伴い、口腔機能の維持・回復に必要な義歯等の補てつ物の需要が高まる一方で、歯科技工士の減少が予想されており、就業している歯科技工士のうち50歳以上の者が半数を占めることなど担い手の高齢化も指摘されている。
- ◆歯科技工士の1週間あたりの就業時間は61.5時間との調査結果があり、長時間労働の負担による離職が指摘されていることから、生産性を向上させるなど、様々な角度から労働環境等の改善に資する取組が必要とされている。
- ◆こうした状況を踏まえて、歯科技工士が働きやすい環境を整備する観点から、令和4年3月に、歯科技工におけるリモートワークの実施について通知を発出したところであり、環境改善に資する方策を検討することが喫緊の課題である。

2 事業の概要・スキーム、実施主体

1) 業務形態（労働環境や収益等）の改善計画を実施する歯科技工所を公募・選定し、その結果を検証して全国に横展開できるモデルを確立する事業を委託する。【実施主体：公益社団法人、民間企業等】



歯科技工所間の連携の例②(歯科技工物の受託と配送の業務の一元化)

第2回歯科技工士の業務のあり方等に関する検討会

資料2

令和3年12月23日

- 業務時間短縮のための取り組みの一つとして、地域の歯科技工所が連携して宅配業者とグループ契約を行い、歯科医療機関と歯科技工所間の歯科技工物の配送等を行う取り組みが行われた。

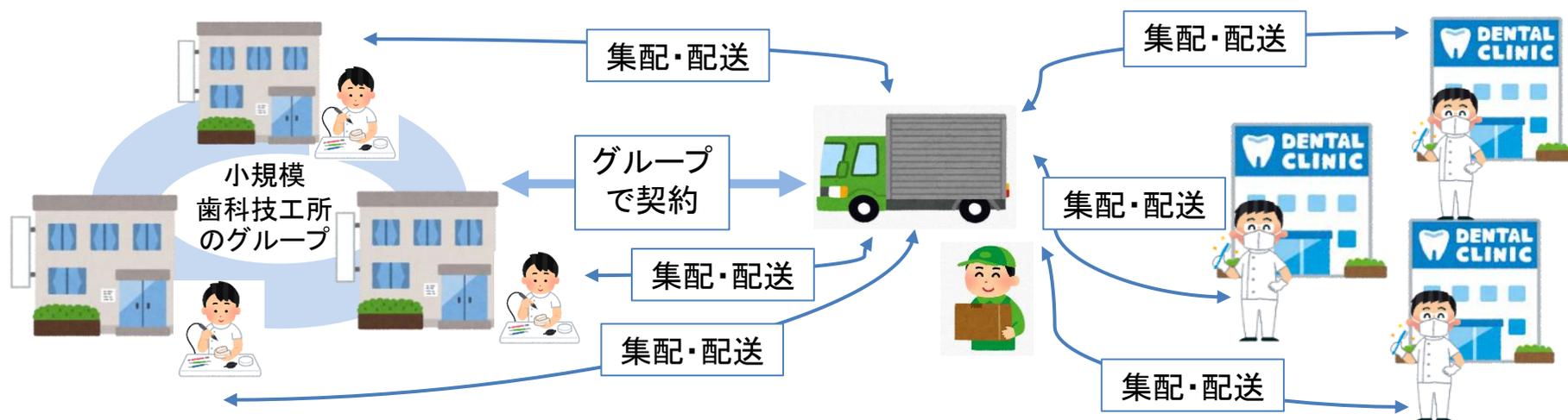
歯科技工所間の連携の例

【取り組み内容】

- 地域の歯科技工所が連携して、宅配業者とグループ契約を行い、歯科医療機関への歯科技工物の配送等の集配業務を委託する。

【取り組みの効果】

- 従来集配業務に要していた時間に、歯科技工を行うことが可能となり、業務の効率化や労働時間の短縮につながった。



歯科技工所間の連携の例①(CAD/CAMを用いた歯科技工に関する連携)

第2回歯科技工士の業務のあり方等に関する検討会

資料2

令和3年12月23日

- 作業の効率化やデジタル歯科技工への取り組みを推進するため、小規模歯科技工所がデザインソフトを導入し、地域のCAM装置を所有する歯科技工所と連携して歯科補てつ物等を製作する取り組みが行われた。

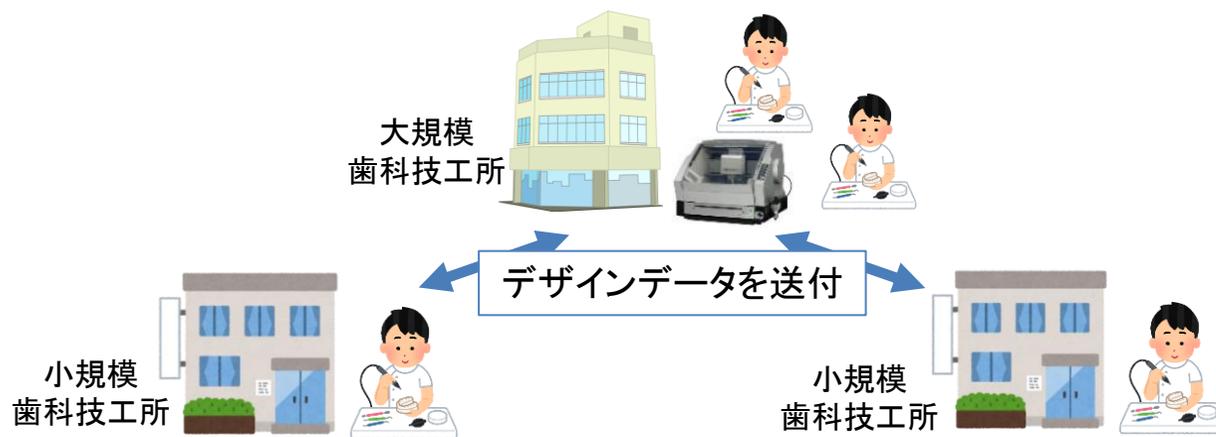
歯科技工所間の連携の例

【取り組み内容】

- 小規模歯科技工所ではデザインソフトのみを導入し、CAM装置を所有する大規模歯科技工所と連携した。同じ地域の歯科技工所間でデザインデータを共有することで、質の高い歯科補てつ物を効率的に製作する。

【取り組みの効果】

- 小規模歯科技工所では高額な機器を購入することなく、デジタル歯科技工への移行が可能となった。
- 従来、CAD/CAM冠の製作にあたり、支台模型にワックスアップを行いミリングマシンを所有する歯科技工所にCAMを依頼していたが、デザインデータや模型写真等の送付により、作業の効率化が図られた。
- 地域で同じシステムを導入することで、グループでの勉強会の開催等、効率的な活用方法の探求・習得ができた。



複数の歯科技工所が関わる歯科技工について

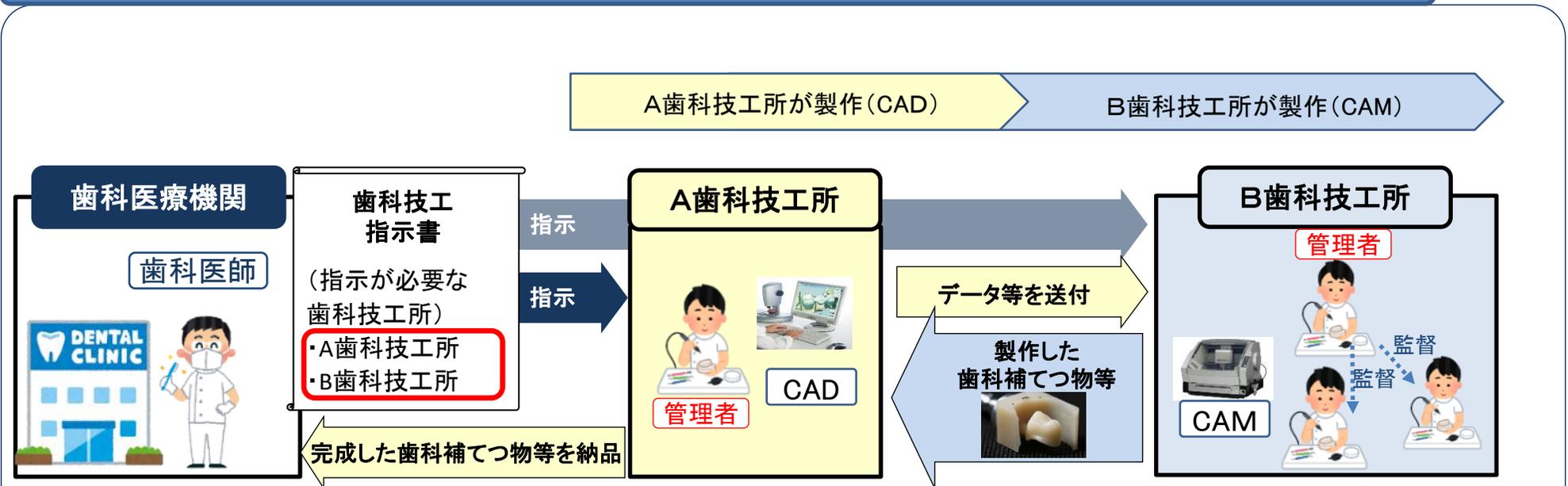
歯科医療の用に供する補てつ物等の安全性の確保について

(平成23年9月26日医政発0926第1号厚生労働省医政局長通知)

歯科技工士法第18条及び歯科技工士法施行規則(昭和30年厚生省令第23号)第12条により、補てつ物等の作成等は歯科医師の指示書に基づき行われなければならないこととされており、これは通常、委託という契約形態によって行われているところである。

この際、治療にあたる歯科医師から補てつ物等の作成又は加工する事を指示された者が、当該歯科医師の指示していない第三者へ補てつ物等の作成又は加工を依頼することは、いわゆる補てつ物等の作成等の再委託にあたり、これは当該歯科医師の指示書に基づかない歯科技工が行われることとなるため認められないこと。

CAD/CAMを用いた歯科技工を複数の歯科技工所で行う場合のイメージ

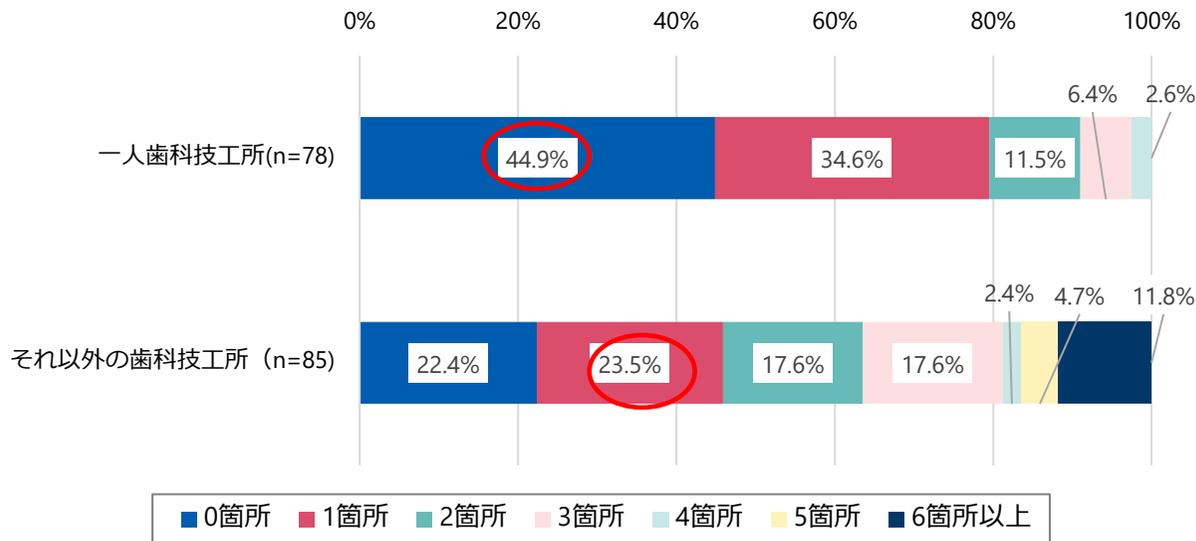


※A,Bの各歯科技工所はいずれも構造設備基準を満たす

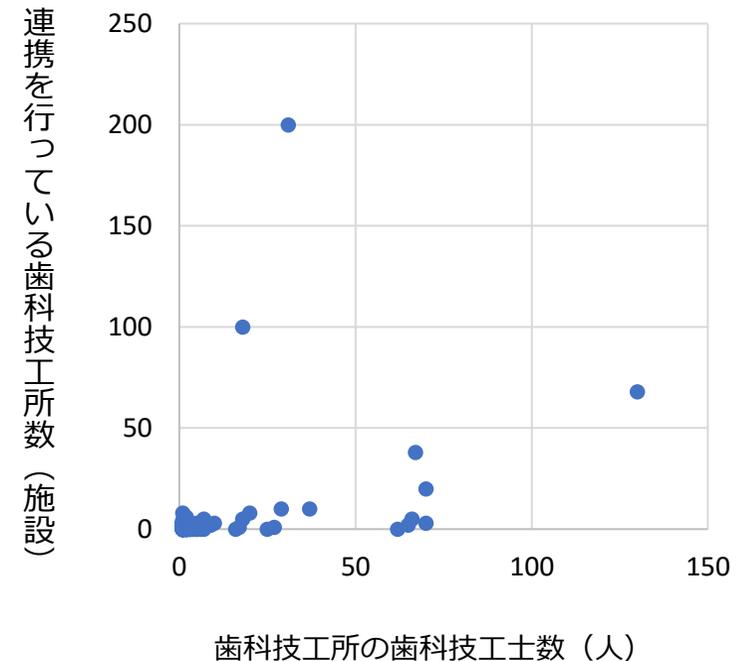
歯科技工所間で連携を行っている歯科技工所の状況

- 歯科技工所間で連携を行っている歯科技工所の割合は、一人歯科技工所では「0箇所」が最も多く44.9%、それ以外の歯科技工所では「1箇所」が最も多く23.5%だった。
- 連携を行っている歯科技工所数は、20施設以下が大半であった。

＜連携を行っている歯科技工所数の割合＞



＜連携を行っている歯科技工所数 (歯科技工所の歯科技工士数別) ＞



※「連携」は、歯科医師の指示の下で、補てつ物等の作成等を複数の歯科技工所で行うことを指す。

歯科技工士の養成・確保に関する検討会報告書（抜粋②）

（3 歯科技工士の業務等について <現状と課題>）

第3回 歯科技工士の業務のあり方等に関する検討会

資料1
(改)

令和6年12月6日

歯科技工士の業務等について<現状と課題>

3. 1 デジタル技術の活用
(略)

3. 2 チェアサイドでの業務
(略)

3. 3 トレーサビリティ、その他

○ 歯科補てつ物等のトレーサビリティを確保するために、患者に歯科補てつ物等の作成者等がわかるシステムが必要であり、また歯科技工士の認知度を上げるために、歯科補てつ物等の作成者について歯科医療機関に掲示する等の取組みを進めるべきである。

○ 歯科技工士法に基づく歯科技工指示書及び歯科技工録（歯科技工指示書に基づく作成等管理及び品質管理に関する文書）の作成については、平成24年に厚生労働省医政局から通知がでていますが、取組みが進んでいない歯科技工所もある。歯科技工録を作成することにより、歯科補てつ物等のトレーサビリティが確保されることから、**歯科技工指示書及び歯科技工録の適切な記載と保管を徹底すべき**である。

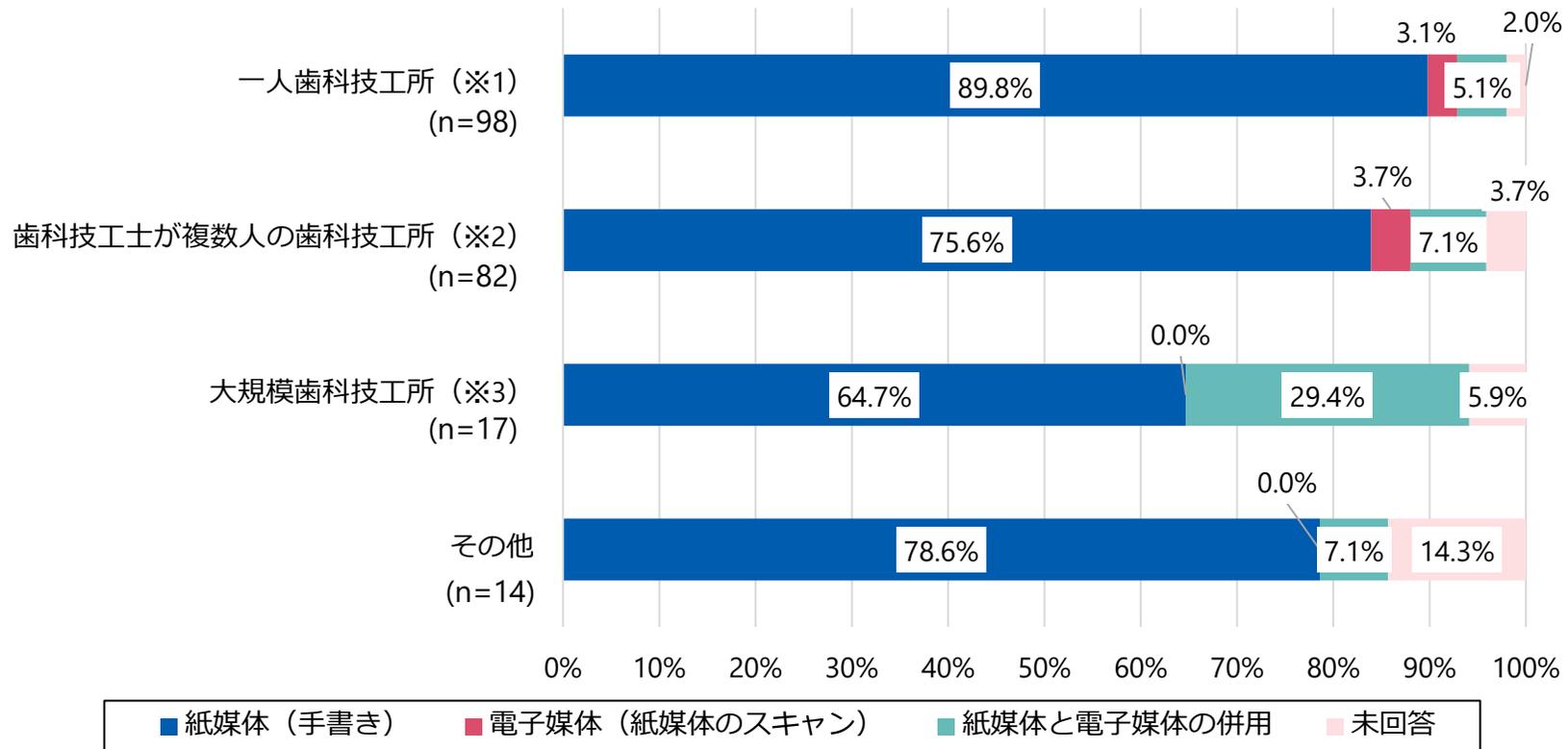
○ **地方自治体は、開設届が出された歯科技工所の一覧をホームページに掲載するなど、歯科技工所に関する情報提供を積極的に行うべきである。**これにより、歯科医療機関は、委託しようとする歯科技工所の届出状況が検索可能となるとともに、患者は自分自身に使用される歯科補てつ物等がどこで作成されているかを把握可能となり、歯科補てつ物等のトレーサビリティの更なる向上が期待できる。

○ 国民がもっと自身の口腔内に関心を持つようになれば、口腔内に入れている歯科補てつ物等に対して関心が高まり、それを作成している者に目が向けられ、歯科技工士の認知につながると考えられる。

歯科技工指示書の保存方法

- 歯科技工指示書について、その保存方法としては「紙媒体（手書き）」が最も多い。

＜歯科技工指示書の保存方法＞

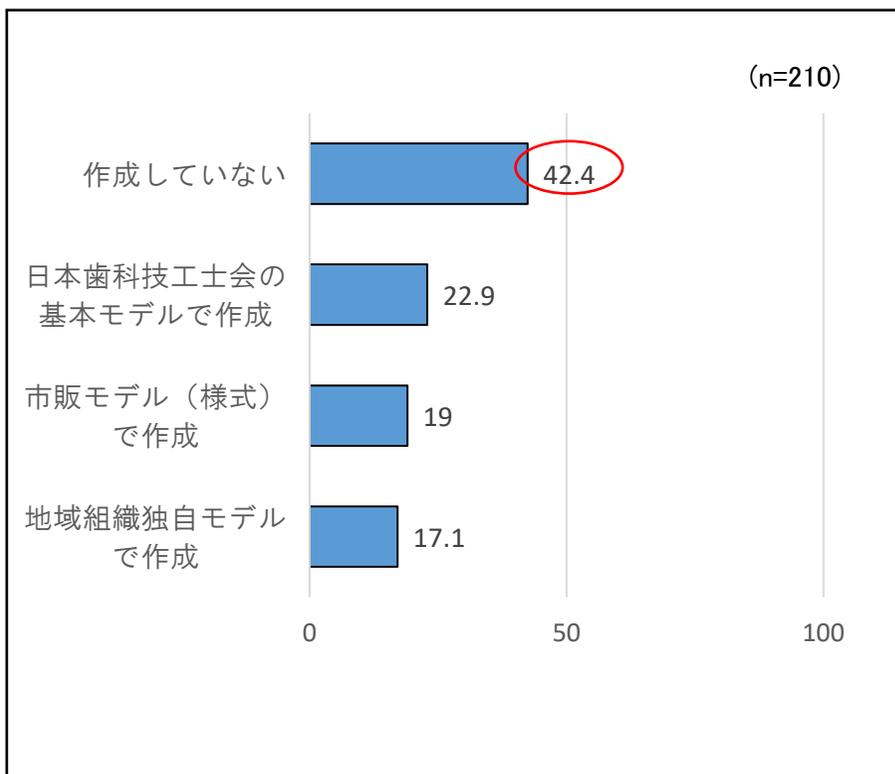


※1 就業歯科技工士が1人である歯科技工所
 ※2 就業歯科技工士が2人以上である歯科技工所（一般社団法人日本歯科技工所協会会員を除く）
 ※3 就業歯科技工士が2人以上である歯科技工所（一般社団法人日本歯科技工所協会会員）

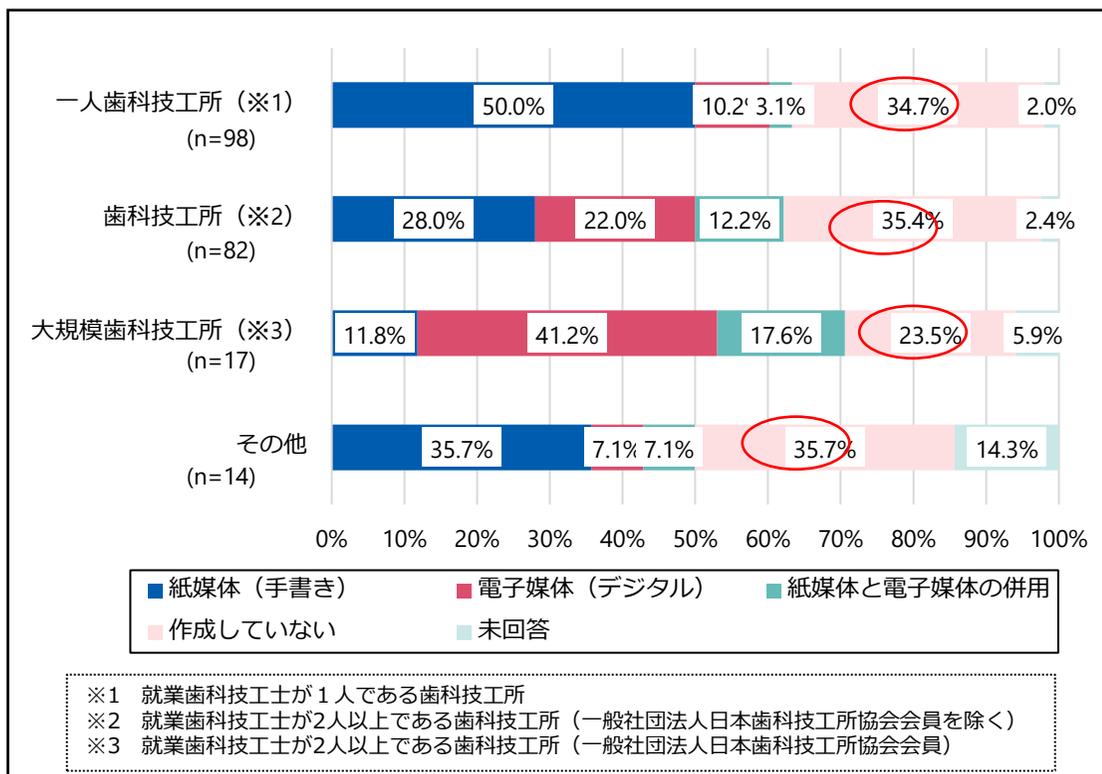
歯科技工録の作成状況

- 歯科技工録の作成状況について、令和2年度の調査においては、「作成していない」が42.4%であった。
- 令和6年度の調査においては、「作成していない」の割合は一人歯科技工所、歯科技工所、大規模歯科技工所、その他でそれぞれ34.7%、35.4%、23.5%、35.7%であった。

＜歯科技工録の作成状況＞



＜歯科技工録の作成状況＞



出典：令和2年厚生労働科学特別研究「歯科技工士の業務内容の見直しに向けた調査研究」

出典：令和6年度歯科専門職の業務の実態調査 概要（速報）

歯科技工録の例

(歯科技工所における歯科補てつ物等の作成等及び品質管理指針について(平成24年10月2日付厚生労働省医政局長通知第4号))

- 通知において、歯科技工録の参考が示されているが、CAD/CAM等の近年普及している技術は想定されていない。

表1 歯科技工録(歯冠補てつ物の標準的作成工程・作業チェック項目・評価表)

治療内容	作業製作工程	作業チェック項目	評価
1 初診(診査・診断)	歯科技工受託	受託年月日	平成 年 月 日
概形印象	石膏注入	印象面の变形・気泡 模型材の種類 混水比	变形()・気泡() 普通石膏()・硬石膏()・ 超硬石膏()・その他() 小()・標準()・大()
指示書	研究模型	模型の形態	指示内容確認()
2 支台歯形成			
指示書	暫間被覆冠	部位・形態・咬合関係・色調	指示内容確認()
	個人トレー・ 個歯トレー	外形・ハンドル位置・スペーサー	指示内容確認()
3 印象採得(精密印象)			
		印象面の变形 支台歯形成面・残存歯部の気泡 形成辺縁部の明示	变形() 支台歯部気泡()・残存歯部 気泡() 辺縁部明示()
	模型材注入	模型材の種類 混水比	硬石膏()・超硬石膏()・ その他() 小()・標準()・大()
4 咬合採得			
指示書		設計(種類)・使用材	指示内容確認()

表2 歯科技工録(有床義歯の標準的作成工程・作業チェック項目・評価表)

診療室治療工程	技工室作業製作工程	作業チェック項目	評価
1 初診(診査・診断)	歯科技工受託	受託年月日	平成 年 月 日
概形印象	模型材注入	印象面の变形・気泡 模型材の種類 混水比	变形()・気泡() 普通石膏()・硬石膏()・ 超硬石膏()・その他() 小()・標準()・大()
指示書	研究模型	模型の形態	指示内容確認()
	個人トレー	外形線・ハンドル位置・スペーサー 辺縁の厚さ・辺縁の形態	指示内容確認()
2 印象採得(精密印象)			
指示書	印象面の点検	印象面の变形・気泡	变形()・気泡()
	石膏注入	模型材の種類 混水比	普通石膏()・硬石膏()・ 超硬石膏()・その他() 小()・標準()・大()
	作業模型 咬合床 咬合堤	模型の種類 基礎床の種類・大きさ・形態 蟻堤の高さ・幅	スプリットキャスト法()・ チェックバイト法() 基礎床()・大きさ()・ 形態() 蟻堤()・高さ()・幅()

歯科技工士の養成・確保に関する検討会報告書（抜粋③）

（3 歯科技工士の業務等について <歯科技工士の業務等に関する今後の方向性>）

第3回 歯科技工士の業務のあり方等に関する検討会

令和6年12月6日

資料1
(改)

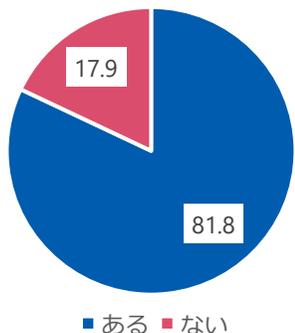
【歯科技工士の業務等に関する今後の方向性】

- デジタル技術を活用した歯科技工を行う場合について、CADはPC上の作業のみとなることから、歯科技工の過程においてCADを行う際にテレワークを活用する場合の取扱いが不明確であるため、その取扱いを整理する。
- チェアサイド等における歯科医師と歯科技工士の連携を推進する観点から、
 - ・ シェードテイキング等、**現行法令において歯科技工士が実施可能な業務内容**
 - ・ **訪問歯科診療において歯科医師に歯科技工士が帯同する場合の業務のあり方及び歯科技工を行う場所の考え方について、整理する。**
- 歯科医師と歯科技工士の連携を推進し、より質の高い歯科医療を提供する観点から、**歯科技工士の業務範囲（歯科技工士が業務を行う上で直接患者の口腔内を触れることも想定される業務も含む。）**については、**歯科技工士養成過程における教育内容や必要な修業年限と併せて、引き続き具体的な検討を行う。**
- なお、歯科技工士に関する具体的な制度に関する検討を行うに際し、歯科技工に関する現状等を把握する必要があることから、**歯科技工士の業務内容の在り方等を含む歯科技工の将来像について検討するような研究に取り組むことが必要である。**
- 国民に対する歯科医療や歯科技工・歯科技工士に関する周知、啓発をさらに推進するための方策を検討する。

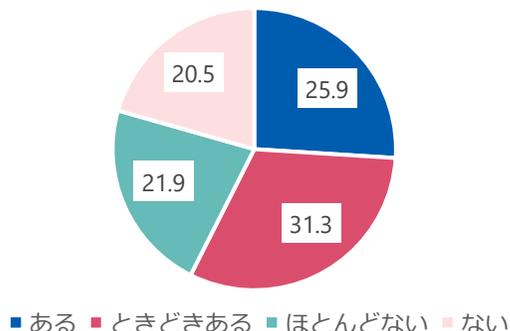
診療室のチェアサイドにおける立ち会いについて

- 令和2年に実施した調査において、これまでに診療に立ち会った経験のある歯科技工士は約82%であり、現在診療に立ち会うことがある歯科技工士は約57%であった。
- 立ち会う際の内容としては、シェードテイキングが78.8%で最も多く、次いで補綴装置の装着であった。

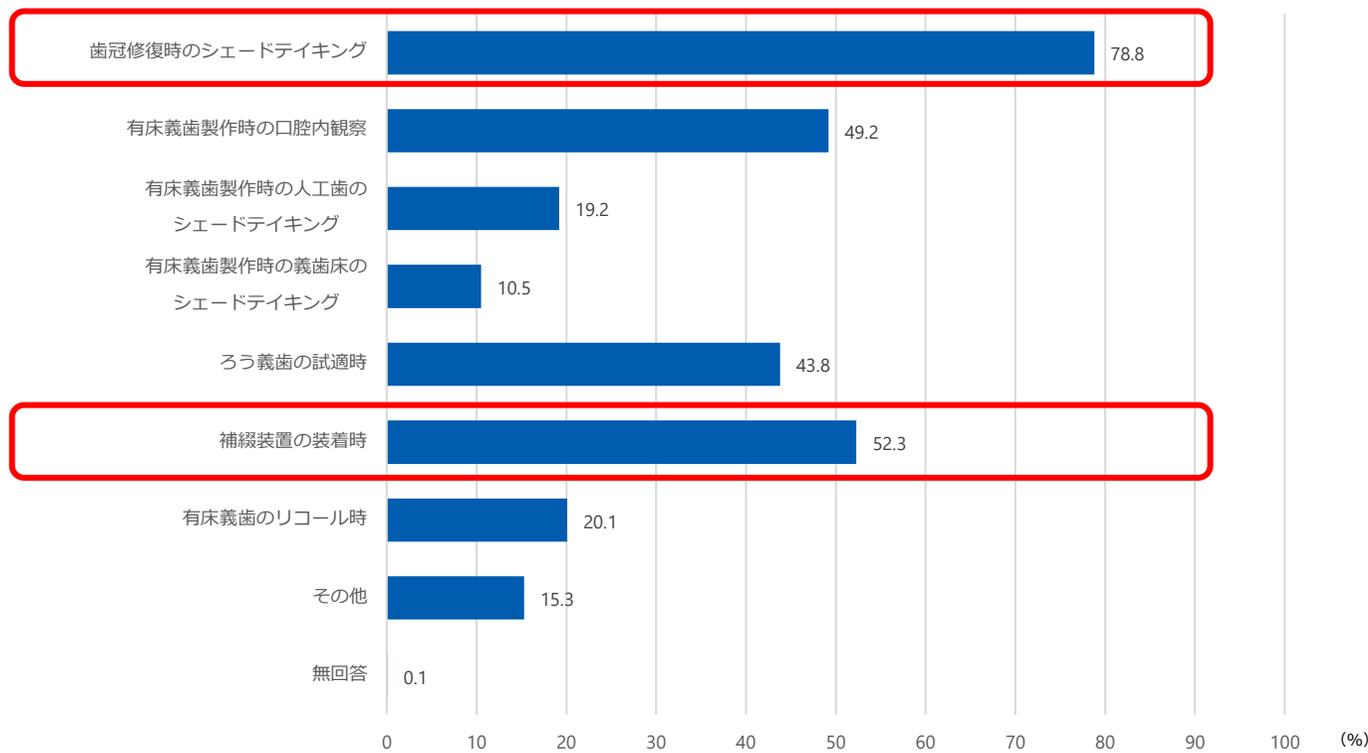
＜診療に立ち会った経験＞



＜診療に立ち会うことについての現況＞



＜診療に立ち会う時の内容＞



＜調査概要＞

調査対象：日本歯科技工士会の会員の中から無作為に抽出した6,000名と日本歯科技工所協会の会員78名の合計6,078名

調査方法：アンケート形式による往復郵送調査法

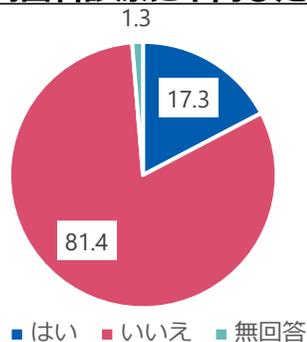
回収率：回収した質問票のうち有効回答数は、歯科技工士1,899通であった。有効回答率は、歯科技工士31.2%であった。

調査期間：令和2年9月

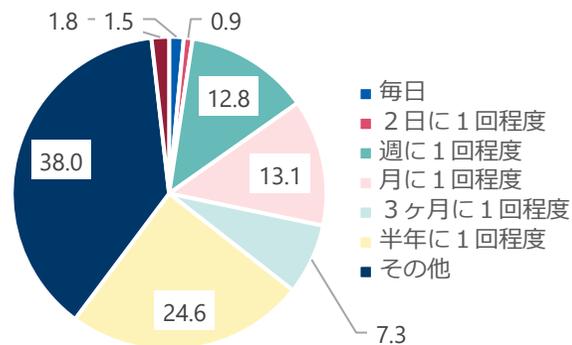
訪問歯科診療先への帯同について

- 訪問歯科診療に帯同した経験のある歯科技工士は、約 17%であり、頻度はその他を除くと「半年に1回程度」が最も多い。
- 帯同する際の内容としては、「有床義歯製作・修理時に立ち会う」が最も多かった。

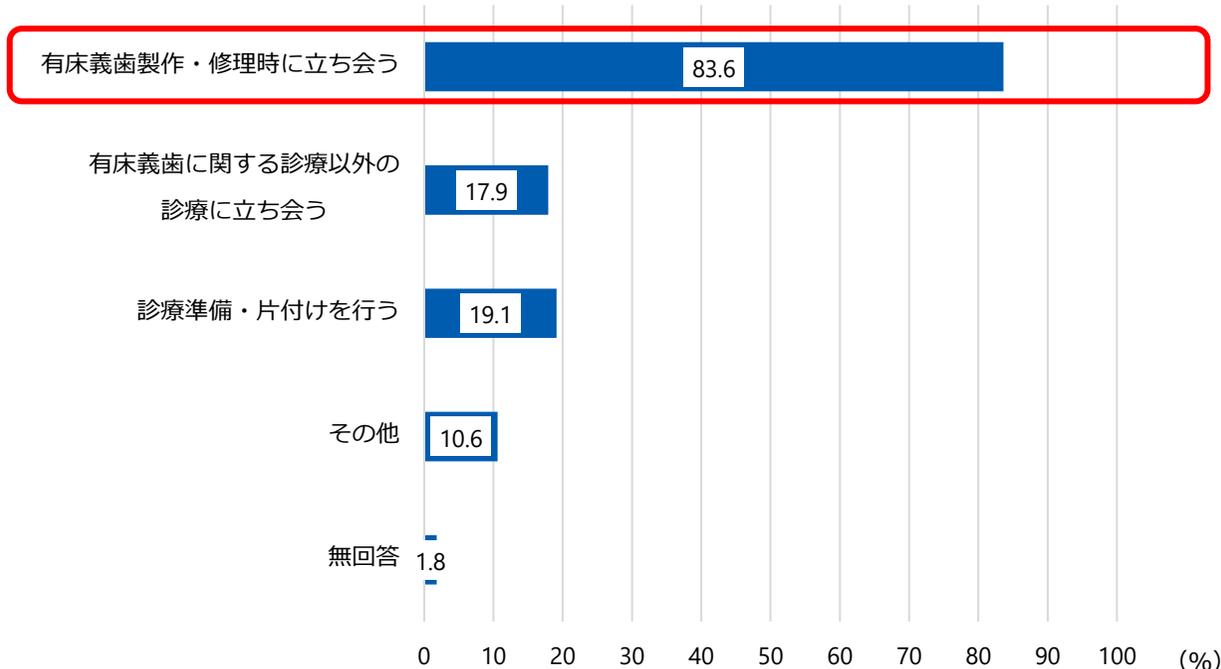
<訪問歯科診療に帯同した経験>



<帯同の頻度>



<帯同する際の内容>



<調査概要>

調査対象：日本歯科技工士会の会員の中から無作為に抽出した 6,000 名と日本歯科技工所協会の会員 78 名の合計 6,078 名

調査方法：アンケート形式による往復郵送調査法

回収率：回収した質問票のうち有効回答数は、歯科技工士 1,899 通であった。有効回答率は、歯科技工士 31.2%であった。

調査期間：令和 2 年 9 月

「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）（歯科関連）

（注：下線は主な変更箇所）

糖尿病と歯周病との関係など全身の健康と口腔の健康に関するエビデンスの活用、生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた具体的な取組、オーラルフレイル対策・疾病の重症化予防につながる歯科専門職による口腔健康管理の充実、歯科医療機関・医歯薬連携などの多職種連携、歯科衛生士・歯科技工士の**離職対策を含む**人材確保、**歯科技工所の質の担保**、歯科領域のICT活用、**歯科医師の不足する地域の分析等を含めた適切な配置の検討**を含む歯科保健医療提供体制構築の推進・強化に取り組むとともに、有効性・安全性が認められた**デジタル化等の**新技術・新材料の保険導入を推進する。

※第2章 4.（1）「歯科巡回診療」活用等の推進についての記載あり

※第3章 2.（3）「歯科保健教育」の推進についての記載あり

（参考）「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）（抜粋）

全身の健康と口腔の健康に関する科学的根拠の活用と国民への適切な情報提供、生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた**具体的な取組の推進**、オーラルフレイル対策・疾病の重症化予防につながる歯科専門職による口腔健康管理の充実、歯科医療機関・**医歯薬連携を始めとする多職種間の連携**、歯科衛生士・歯科技工士等の人材確保の必要性を踏まえた対応、歯科領域におけるICTの活用の推進、**各分野等における歯科医師の適切な配置の推進**により、歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組むとともに、**有効性・安全性が認められた新技術・新材料の保険導入を推進**する。

（参考）「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）（抜粋）

リハビリテーション、栄養管理及び口腔管理の連携・推進を図る。全身の健康と口腔の健康に関する科学的根拠の集積・活用と国民への適切な情報提供、生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた取組の推進、オーラルフレイル対策・疾病の重症化予防につながる歯科専門職による口腔健康管理の充実、歯科医療機関・**医科歯科連携を始めとする関係職種間・関係機関間の連携**、歯科衛生士・歯科技工士等の人材確保の必要性を踏まえた対応、**歯科技工を含む歯科領域におけるICTの活用を推進**し、歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組む。また、市場価格に左右されない歯科用材料の導入を推進する。

無届の歯科技工所への対策等について

- 無届の歯科技工所の存在が指摘されており、これまでも都道府県等を通じ対策について周知・依頼をしてきているところ。

年	通知名	内容
平成23年	歯科技工所の開設届出に関する証明書等について (平成23年11月11日付厚生労働省医政局歯科保健課長通知第1号)	歯科技工所が歯科医師等から開設届出の確認を求められた場合の証明する手段としての「 <u>歯科技工所の開設届出に関する証明書</u> 」の様式を周知・対応依頼。
平成25年	歯科技工所の開設等届出の確認の徹底について (平成25年1月24日付厚生労働省医政局歯科保健課長通知第1号)	無届出の歯科技工所での歯科技工を防止する観点から、 <u>開設等届出の確認の徹底を行うよう依頼</u> 。
平成29年	無届の歯科技工所における歯科技工の防止について (平成29年9月7日付厚生労働省医政局長通知第7号)	<ul style="list-style-type: none"> ・管下の歯科医療機関に対し、<u>無届の歯科技工所に補てつ物の作成等を委託することがないよう注意喚起</u>依頼。 ・届出を行っているか否かについて<u>改めて確認</u>を依頼。<u>開設の届出がなされた歯科技工所には管理番号を付与</u>する等、管内の歯科技工所を管理するための<u>体制整備</u>を依頼。<u>開設の届出がなされた歯科技工所であるか否か歯科医療機関が確認できるよう、自治体のホームページ等に歯科技工所の一覧を掲載</u>する等の方法により、<u>積極的な情報提供</u>を依頼。 ・無届の歯科技工所に関する情報に接した際には、実態を調査した上、速やかに開設の届出を行うよう<u>指導の徹底</u>をされたい。必要な場合、<u>構造設備の改善命令</u>。
令和5年	歯科技工士法第21条第1項の規定に基づく開設届出のなされた歯科技工所の一覧のホームページ等への掲載について (令和5年12月11日付医政局歯科保健課長通知第1号)	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科医療機関等が、取引を行う歯科技工所が開設の届出を出しているかどうかを的確に識別できるよう、都道府県等に対して、届出がなされた歯科技工所について、<u>管理番号を付与してホームページに一覧として掲載するよう依頼</u>

歯科技工士法第21条第1項の規定に基づく開設届出のなされた歯科技工所の一覧のホームページ等への掲載について

(令和5年12月11日付医政局歯科保健課長通知)

第3回 歯科技工士の業務のあり方等に関する検討会

令和6年12月6日

資料1

背景

- 無届の歯科技工所において作成された補てつ物等は、衛生上有害なものとなるおそれがあるため、無届の歯科技工所に補てつ物の作成等を委託することがないように注意喚起等の対応を依頼（平成29年9月7日付け医政発0907第7号厚生労働省医政局長通知）
- しかし、いまだ、無届の歯科技工所が存在するとの情報が報告されていることから、無届の歯科技工所に関する情報に接した際には、実態を調査した上、速やかに開設の届出を行うよう指導を徹底し、貴管下の歯科医療機関等が無届の歯科技工所と補てつ物等の作成等について取引を行うことがないように、改めて注意喚起するとともに、以下の内容を依頼。

通知の内容

- 国民に安心・安全な歯科補てつ物等を提供する観点から、歯科医療機関等が、取引を行う歯科技工所が開設の届出を出しているかどうかを的確に識別できるよう、**都道府県等に対して、届出がなされた歯科技工所について、管理番号を付与してホームページに一覧として掲載するよう依頼。**
- 届出がなされた全国の歯科技工所を確認できるよう令和6年7月（予定）より、**厚生労働省のホームページ上に、各都道府県等のホームページへのリンクを掲載する**予定としているため、それまでの間に対応いただくよう依頼。

【ホームページ等への掲載事項の例】

(1) 管理番号

<例1> ①都道府県名 + ②保健所名 + ③歯科技工所の番号

<例2> ①都道府県番号 + ②保健所番号 + ③歯科技工所の番号

(2) 届出歯科技工所名

(3) 歯科技工所の所在地

(4) その他、各保健所で必要とされる事項

※ <例2>の「①都道府県番号」には都道府県コード（JIS規格）を、「②保健所番号」には、各都道府県等が付与する保健所の番号を、<例1>及び<例2>の「③歯科技工所の番号」には各保健所が付与する歯科技工所の番号を使用してください。

※ **一覧に検索機能を備える等、開設届出の有無を簡便に確認できるようにしていただくとともに、廃止届出がなされた歯科技工所の番号を新たに届出がなされた歯科技工所には付与せず、同一の管理番号が存在することのないよう**留意ください。

<例1>

(1)管理番号	(2)届出歯科技工所名	(3)歯科技工所の所在地	(4)・・・
〇〇県 - ×× - 0001	〇〇歯科技工所	××市〇丁目〇番〇号	・・・
〇〇県 - ×× - 0002	△△デンタルラボラトリー	××市△丁目△番△号	・・・
・・・	・・・	・・・	・・・

<例2>

(1)管理番号	(2)届出歯科技工所名	(3)歯科技工所の所在地	(4)・・・
01 - 003 - 0001	〇〇歯科技工所	××市〇丁目〇番〇号	・・・
01 - 003 - 0002	△△デンタルラボラトリー	××市△丁目△番△号	・・・
・・・	・・・	・・・	・・・

歯科技工所の一覧のホームページへの掲載

- 令和6年7月31日に、届出がなされた全国の歯科技工所を確認できるよう、厚生労働省のホームページ上に各都道府県等の開設届出がなされた歯科技工所の一覧のホームページへのリンクを掲載した。

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

▼ 本文へ ▶ お問合わせ窓口 ▶ よくある御質問 ▶ サイトマップ ▶ 国民参加の場

Google カスタム検索 🔍 検索

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

🏠 ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療 > 医療分野のトピックス > 歯科医療施策 > 開設届出のなされた歯科技工所の一覧について

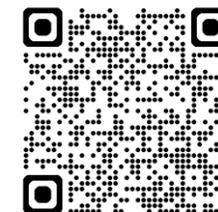
開設届出のなされた歯科技工所の一覧について

歯科技工士法第21条第1項の規定に基づき開設届出のなされた歯科技工所の一覧のリンクについて掲載いたします。

各都道府県等における開設届出のなされた歯科技工所の一覧（各都道府県等のHPのリンク）

都道府県、指定都市、中核市その他の政令で定める市又は特別区より提出のあった情報をもとに掲載しています。（2024年7月現在）

地域	都道府県・市区町村				
北海道	札幌市	函館市	小樽市	旭川市	北海道管轄
青森県	青森市	八戸市	青森県管轄		
岩手県	岩手県管轄 （盛岡市も含めて掲載）				
宮城県	仙台市	宮城県管轄			
秋田県	秋田市	秋田県管轄			
山形県	山形市	山形県管轄			
福島県	福島市	福島県管轄 （郡山市・いわき市も含めて掲載）			



1. これまでの議論の状況
2. 歯科技工の現状
3. 今後の進め方
4. 歯科技工士の必要数の推計（案）
5. 歯科技工所の質の担保について

本日の論点① 今後の進め方について

現状・課題

<歯科技工の現状>

- 歯科技工士の業務従事者数は、令和6年で31,733人であり、就業者は免許取得者のうち25.4%にとどまる。また、年齢階級別にみると50歳以上の割合が半数を超える。就業場所別では約7割程度が「歯科技工所」で最も多く、次いで「病院・歯科診療所」となっている。
- 歯科技工所数は近年ほぼ横ばいで令和6年は20,278施設である。規模としては「1人」が最も多く約7割以上を占める。
- 歯科技工士養成施設は減少傾向であり、養成施設がない都道府県も存在している。
- 歯科技工士の早期離職が指摘されており、調査結果においても離職者の多くが20代で離職しているという調査結果がある。離職の理由としては、「給与・待遇の面」「仕事内容への不安」が上位を占めていた。
- 歯冠修復及び欠損補綴は減少傾向にある中、歯冠修復等の状況をみると、CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレーは増加傾向、その他は減少傾向である。有床義歯については、少数歯欠損において算定回数が増加している。

<歯科技工士の業務形態等>

- 歯科技工所と歯科医療機関との契約書について、約8割で取り交わされていない。
- 歯科技工所間連携の状況をみると、大規模歯科技工所では連携している歯科技工所数が多い。

<歯科技工士の業務等>

- 歯科技工指示書の保存について、紙媒体（手書き）が最も多く、歯科技工録については作成していない者が2～3割程度存在する。
- 歯科技工録の記載様式の例について、CAD/CAM等の近年の技術が想定されていないものが示されている。
- 診療に立ち会った経験のある歯科技工士は約8割で、内容としては「シェードテイキング」「補綴装置の装着」が多い。
- 訪問歯科診療に帯同した経験のある歯科技工士は約17%であり、内容としては「有床義歯製作・修理時に立ち会う」が最も多い。

本日の論点① 今後の進め方について

- う蝕を有する者の割合の減少や8020達成者の増加するなど、高齢者の残存歯数は増加している一方で、国民の審美的な歯科補綴物のニーズの増加、口腔内の状況の複雑化、在宅歯科医療のニーズの増加など、歯科口腔保健を取り巻く状況は大きく変化している。
- 歯科技工士の高齢化や離職者の増加、養成所入学者数の減少などにより、歯科技工士数は減少しており、歯科技工士の人材確保が課題となっている。
- 一方で、歯科疾患構造の変化やCAD/CAMを用いた歯科技工等のデジタル技術の普及・活用が急速に広がっている。

論点

- ① これらの状況等を踏まえ、歯科技工士の必要数について検討することとしてはどうか。
- ② 歯科技工を行う場所やチェアサイドにおける業務を含む歯科技工士の業務等について、現行で実施可能な内容の整理も含め、そのあり方（必要な教育も含む。）について検討することとしてはどうか。
- ③ 歯科技工士の人材確保対策や歯科技工の業務の効率化も含めた業務形態、業務内容に応じた構造設備基準や歯科技工所間連携を含む歯科技工所のあり方等について検討することとしてはどうか。
- ④ 歯科技工所の開設の届出を行っていない無届の歯科技工所の存在が報告されていることをふまえ、国民に安心・安全な補てつ物等を提供する観点から、歯科技工所の質の担保のための対策について検討することとしてはどうか。

今後の検討内容について

第3回 歯科技工士の業務のあり方等
に関する検討会
令和6年12月6日

資料1
(改)

- 今後、次のような内容を検討していくこととしてはどうか。

＜歯科技工の業又は歯科技工所の広告及び情報提供のあり方＞

- 歯科技工士法第26条（広告の制限）に係る広告及び現状をふまえた運用の考え方について

令和6年度に検討済み

＜歯科技工を行う場所＞

- 在宅歯科医療における有床義歯の修理等、歯科医師に帯同し歯科医療機関・歯科技工所以外の場所で歯科技工を行う場合の考え方について

＜歯科技工士の業務＞

- より良い歯科補てつ物等を作成し、歯科医療の質の向上につなげるために必要な歯科技工士の業務について（現行法令において歯科技工士が実施可能な業務内容の明確化を含む）

＜教育内容等＞

- 歯科技工士の業務内容に応じた教育内容・修業年限等について

＜歯科技工士の需給、人材確保対策、歯科技工の業務のありかた＞

- 歯科医療や歯科技工技術等の変化を踏まえた歯科技工士の需給について
- 歯科技工士の確保策（新規養成、離職防止、復職支援等）について
- 歯科技工の業務形態等の改善について

令和7年度～検討

追加

＜歯科技工所の質の担保等について＞

- 無届歯科技工所への対策について
- 歯科技工所の構造設備基準について
- 歯科技工所間の連携のあり方等について
- その他

1. これまでの議論の状況
2. 歯科技工の現状
3. 今後の進め方
4. 歯科技工士の必要数の推計（案）
5. 歯科技工所の質の担保について

歯科技工士の必要数に係るこれまでの検討状況①

年	検討会名、研究課題名	検討事項
平成10～11年度	歯科技工士の需給及び養成に関する研究 (研究代表者：渡辺 嘉一(日本歯科大学))	<p><研究方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート調査の実施 ・ 衛生行政報告例等の統計調査を用いて供給予測モデルを作成 ・ 歯科技工士の需要の要因について解析、文献等による検討の実施 <p><結果概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作成した供給予測モデルによる現段階での推計では、就業歯科技工士数は平成38年で50,000～60500人になると推計されたが、今後、各種パラメーターの設定等についてさらに検討を加える必要がある。
平成10年 5月	歯科医師需給に関する検討会報告書	「歯科医師とともに歯科医療を支えている歯科衛生士や歯科技工士についても、適正に確保していくための方策を検討することが望まれる」旨が記載された。
平成13年 3月	「歯科技工士養成の在り方等に関する検討会」作業委員会意見書	歯科技工士養成と歯科技工士の需給の在り方についての意見がとりまとめられ、「以前の検討会での提言を踏まえ、例えば1学級あたりの定員を40名から35名に減員を行う等一学級あたりの定員の見直しを行うべきである。」と記載された。
平成13年 9月	歯科技工士の養成の在り方等に関する検討会意見書	「歯科技工士の適正数については、我が国における歯科医療需要や歯科医療機関、歯科技工所の状況等多くの視点から今後、 引き続き考えていくべき課題 である」旨記載された。
平成28年度	歯科衛生士及び歯科技工士の復職支援等の推進に関する研究(研究代表者：安藤 雄一(国立保健医療科学院))	<p><研究方法></p> <p>需給について、医療施設静態調査と衛生行政報告例・厚労省報告例の個票データを用いて検討を実施。また、社会医療診療行為別調査/統計を用いて義歯需要の推移と予測。</p> <p><結果概要></p> <p>需給について、今後、義歯需要は減少するものの、そのスピードは緩やかであることがわかった。一方、衛生行政報告例から推測される歯科技工士の供給の減少スピードは比較的速く、技工士不足が懸念される。</p>

: 検討会
 : 厚生労働科学研究

歯科技工士の必要数に係るこれまでの検討状況②

年	検討会名、研究課題名	検討事項
平成29年12月	「歯科医師の資質向上等に関する検討会」中間報告書	歯科技工士の人材確保は大きな課題となっており、復職支援や離職防止等の対応が重要であること、歯科技工士については、歯科技工の質及び量的需要の変化等の歯科技工士を取り巻く状況の変化に対応した業務のあり方の検討を行うことが求められていることが記載された。
平成29年度～30年度	歯科衛生士及び歯科技工士の就業状況等に基づく安定供給方策に関する研究 (研究代表者：須田 英明(東京医科歯科大学 大学院医歯学総合研究科))	<p><研究方法> 衛生行政報告例のデータを用い、コーホート変化率法により推計。</p> <p><結果概要> 2026年就業歯科技工士数は28,874人になることが予測された。すなわち、直近公表値(2016年)の34,640人に対して約6千人の減少が見込まれた。 ただし、本分析は需要面(補綴物製作等)と合わせて示したものではない。</p>
令和元～2年度	歯科医療従事者の働き方と今後の需給等に関する調査研究 (研究代表者：三浦 宏子(北海道医療大学歯学部))	<p><研究方法> アンケート調査の実施、統計調査の分析等。</p> <p><結果概要> 歯科技工士は歯科専門職種の中で最も大きな偏在を示していた。また、CAD導入による日常の歯科技工業務への変化について、時間の効率化や負担軽減につながったと感じている者は約6割であった。</p>
令和6年5月	歯科医療提供体制等に関する検討会 中間とりまとめ	歯科技工士の需給の課題は、地域によって異なるため、行政等はその実態把握を行った上で、具体的な対応策を検討することが重要である旨が記載された。

■ : 検討会
■ : 厚生労働科学研究

本日の論点② 歯科技工士の必要数について (1) 歯科技工士の必要数の考え方について (案)

総論

- ① 今後、さらに人口が減少する中で、歯科疾患構造の変化やCAD/CAMを用いた歯科技工等のデジタル技術の普及・活用の状況等も踏まえ、適切な歯科技工士数について、どのように考えるか。
- ② 歯科技工士の必要数について、他職種の推計等も参考にしつつ、近年の歯科医療のニーズ・内容の変化等を踏まえ、適切な歯科技工士数の推計について供給、需要それぞれの観点で検討を行うこととしてはどうか。

本日の論点② 歯科技工士の必要数について

(2) 歯科技工士の供給推計について (案)

供給推計の考え方 (案)

- 歯科技工士の供給推計について、他の職種における供給推計の考え方を参考にしつつ、どのような方法が考えられるか。

(参考) 他の職種における供給推計で用いられている要素

- 前年の職員数 (業務従事者数)
- 新規就業者数
- 再就業者数
- 離職率
- 仕事量
- 入学定員数
- 国家試験受験率
- 国家試験合格率
- 資格の名簿への登録者数
- 資格の名簿への登録率
- 就業率

本日の論点② 歯科技工士の必要数について (3) 歯科技工士の需要推計について(案) (基本的な考え方)

基本的な考え方(案)

- ① 歯科技工士の需要推計については、他の職種における推計の考え方も参考にしつつ、どのような方法が考えられるか。

本日の論点② 歯科技工士の必要数について

(3) 歯科技工士の需要推計について(案) (歯科技工所、診療所・病院)

推計方法(案)

① 他の職種における需要推計の考え方も参考にしつつ、どのような方法が考えられるか。

(参考) 他の職種における医療分野の需要推計の考え方の一部を抜粋

- ・ 将来の医療需要
- ・ 医療需要あたり職員数

② 歯科技工士の業務を踏まえ、歯科技工士の需要推計についてどう考えるか。

③ 将来の歯科医療需要を推計に用いる場合、歯科技工に関わる歯科医療の需要も含め、その歯科医療需要についてどのように考えるか。また、歯科医師の需給推計と同様に、以下の観点をどのように考えるか。

- ・ **CAD/CAMなど、デジタル技術を用いた歯科技工の拡大、新たな歯科材料の開発等、歯科技工が関連する歯科治療の内容の変化**
- ・ 近年の歯科疾患の罹患状況等も踏まえた受療率の予測
- ・ 国民の口腔衛生状態の改善や歯科保健に関する行動の変化等を含む、その他考慮が必要な事項

④ 歯科医療需要の推計に際しては、NDB等も活用してはどうか。

⑤ 歯科技工士の需要の推計について、実労働時間に幅を持たせた推計を行うこととしてはどうか。

本日の論点② 歯科技工士の必要数について (4) 歯科技工士の需要推計について(案) (その他の分野)

推計方法(その他の分野)(案)

- ① その他の分野として、衛生行政報告例における従事先の施設類型である、学校養成所、事業所等が考えられる。これらの歯科技工士数について、どのように考えるか。

衛生行政報告例における 施設類型	就業歯科技工士数 (令和6年)
歯科技工士学校又は養成所	266
事業所	146
その他	77

1. これまでの議論の状況
2. 歯科技工の現状
3. 今後の進め方
4. 歯科技工士の必要数の推計（案）
5. 歯科技工所の質の担保について

歯科技工所の届出等について

歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）（抄）

第二十一条 歯科技工所を開設した者は、開設後十日以内に、開設の場所、管理者の氏名その他厚生労働省令で定める事項を歯科技工所の所在地の都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合にあつては、市長又は区長。第二十六条第一項を除き、以下この章において同じ。）に届け出なければならない。届け出た事項のうち厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときも、同様とする。

2 歯科技工所の開設者は、その歯科技工所を休止し、又は廃止したときは、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。休止した歯科技工所を再開したときも、同様とする。

第二十二条 歯科技工所の開設者は、自ら歯科医師又は歯科技工士であつてその歯科技工所の管理者となる場合を除くほか、その歯科技工所に歯科医師又は歯科技工士たる管理者を置かなければならない。

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。一 第六条第三項の規定に違反した者二 第十八条の規定に違反した者三 第十九条、第二十一条第一項若しくは第二項、第二十二条又は第二十六条の規定に違反した者四 第二十七条第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

歯科技工士法施行規則（昭和三十年厚生省令第二十三号）（抄）

第十三条 法第二十一条第一項前段の規定により届け出なければならない事項は、次のとおりとする。

- 一 開設者の住所及び氏名（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 二 開設の年月日
- 三 名称
- 四 開設の場所
- 五 管理者の住所及び氏名
- 六 業務に従事する者の氏名並びに当該者が第四号に掲げる場所以外の場所において、電子計算機を用いた情報処理による、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置の設計及びこれに付随する業務を行う場合は、その旨及び当該者の連絡先
- 七 構造設備の概要及び平面図

2 法第二十一条第一項後段の規定により届け出なければならない事項は、前項第一号及び第三号から第七号までに掲げる事項とする

歯科技工所の構造設備基準

歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）（抄）

第二十四条 都道府県知事は、歯科技工所の構造設備が不完全であつて、当該歯科技工所で作成し、修理し、又は加工される補てつ物、充てん物又は矯正装置が衛生上有害なものとなるおそれがあると認めるときは、その開設者に対し、相当の期間を定めて、その構造設備を改善すべき旨を命ずることができる。

歯科技工士法施行規則（昭和三十年厚生省令第二十三号）

第十三条の二 法第二十四条に規定する歯科技工所の構造設備は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。

- 一 歯科技工を行うのに必要な設備及び器具等を備えていること。
- 二 歯科技工を円滑かつ適切に行うのに支障のないよう設備及び器具等が整備及び配置されており、かつ、清掃及び保守が容易に実施できるものであること。
- 三 手洗設備を有すること。
- 四 常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること。
- 五 安全上及び防火上支障がないよう機器を配置でき、かつ、十平方メートル以上の面積を有すること。
- 六 照明及び換気が適切であること。
- 七 床は、板張り、コンクリート又はこれらに準ずるものであること。ただし、歯科技工作業の性質上やむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- 八 出入口及び窓は、閉鎖できるものであること。
- 九 防じん、防湿、防虫又は防そのための設備を有すること。
- 十 廃水及び廃棄物の処理に要する設備及び器具を備えていること。
- 十一 歯科技工に伴って生じるじんあい又は微生物による汚染を防止するのに必要な構造及び設備を有すること。
- 十二 歯科技工に使用される原料、材料、中間物等を衛生的かつ安全に貯蔵するために必要な設備を有すること。
- 十三 前条第一項第四号に掲げる場所以外の場所において、電子計算機を用いた情報処理による、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置の設計及びこれに付随する業務を行う者がいる場合は、個人情報適切な管理のための特段の措置を講じていること。

歯科技工所に係る都道府県等の業務

歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）（抄）

第二十四条 都道府県知事は、歯科技工所の構造設備が不完全であつて、当該歯科技工所で作成し、修理し、又は加工される補てつ物、充てん物又は矯正装置が衛生上有害なものとなるおそれがあると認めるときは、その開設者に対し、相当の期間を定めて、その構造設備を改善すべき旨を命ずることができる。

第二十五条 都道府県知事は、歯科技工所の開設者が前条の規定に基く命令に従わないときは、その開設者に対し、当該命令に係る構造設備の改善を行うまでの間、その歯科技工所の全部又は一部の使用を禁止することができる。第九条の規定は、この場合において準用する。

第二十七条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、歯科技工所の開設者若しくは管理者に対し、必要な報告を命じ、又は当該職員に、歯科技工所に立ち入り、その清潔保持の状況、構造設備若しくは指示書その他の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を検査させることができる。

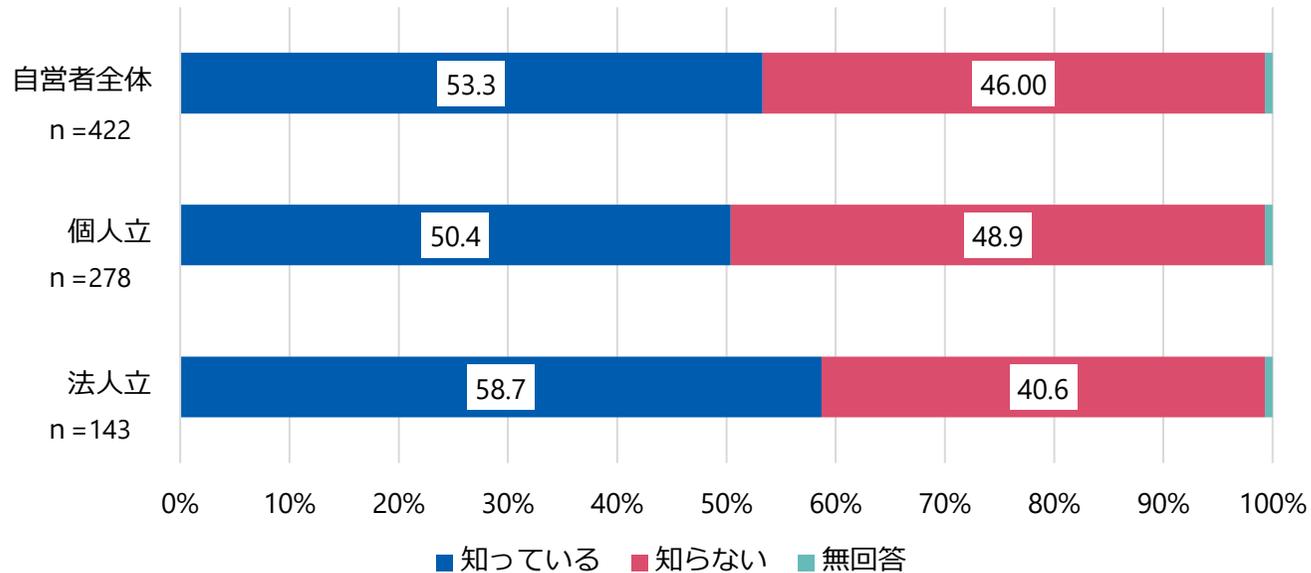
2 前項の規定によつて立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

歯科技工所移転及び名義変更の際、開設届け出を行う必要についての認知状況

- 日本歯科技工士会の会員を対象にした調査において、歯科技工所移転及び名義変更の際に、開設の届出を行う必要があることについて、「知っている」と回答した者の割合は、自営者全体では53.3%、「知らない」と回答した者の割合は46.0%であった。

<歯科技工所移転及び名義変更の際、開設届け出を行う必要についての認知状況>



無届の歯科技工所への対策等について

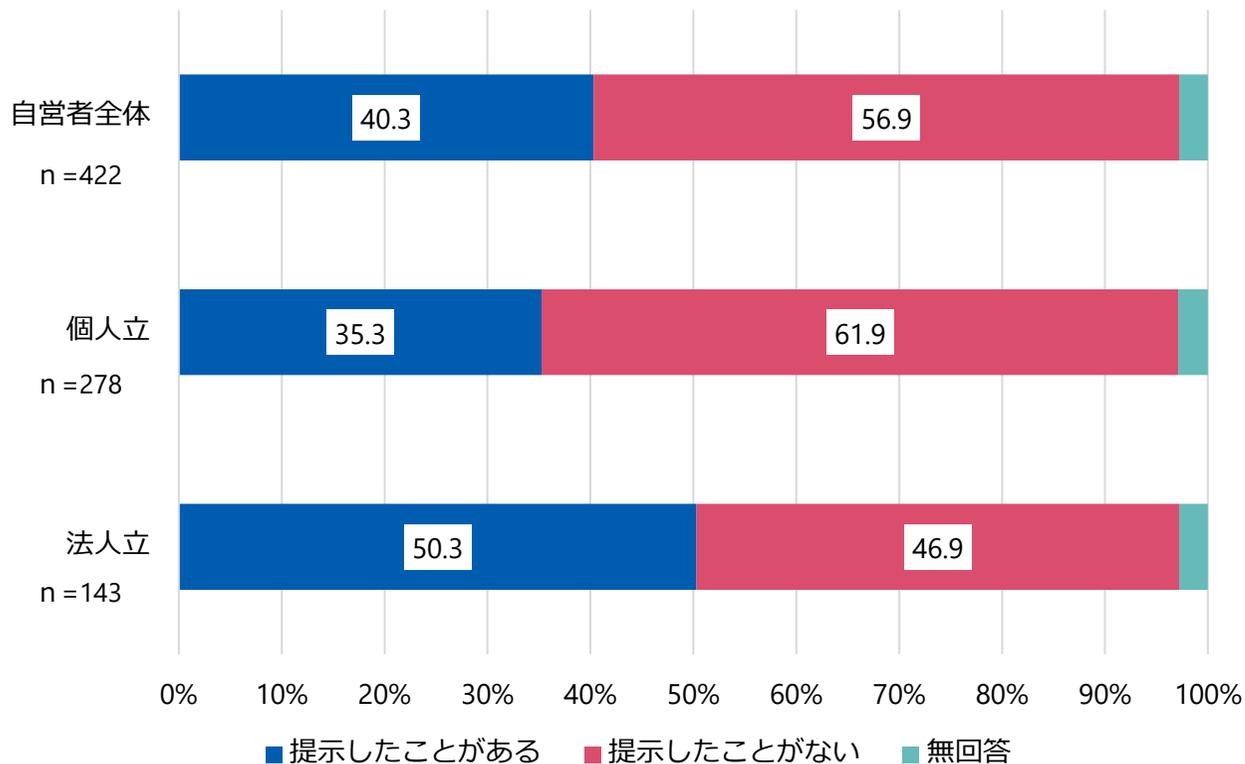
- 無届の歯科技工所の存在が指摘されており、これまでも都道府県等を通じ対策について周知・依頼をしてきているところ。

年	通知名	内容
平成23年	歯科技工所の開設届出に関する証明書等について (平成23年11月11日付厚生労働省医政局歯科保健課長通知第1号)	歯科技工所が歯科医師等から開設届出の確認を求められた場合の証明する手段としての「 <u>歯科技工所の開設届出に関する証明書</u> 」の様式を周知・対応依頼。
平成25年	歯科技工所の開設等届出の確認の徹底について (平成25年1月24日付厚生労働省医政局歯科保健課長通知第1号)	無届出の歯科技工所での歯科技工を防止する観点から、 <u>開設等届出の確認の徹底を行うよう依頼</u> 。
平成29年	無届の歯科技工所における歯科技工の防止について (平成29年9月7日付厚生労働省医政局長通知第7号)	<ul style="list-style-type: none"> ・管下の歯科医療機関に対し、<u>無届の歯科技工所に補てつ物の作成等を委託することがないよう注意喚起</u>依頼。 ・届出を行っているか否かについて<u>改めて確認</u>を依頼。<u>開設の届出がなされた歯科技工所には管理番号を付与</u>する等、管内の歯科技工所を管理するための<u>体制整備</u>を依頼。<u>開設の届出がなされた歯科技工所であるか否か歯科医療機関が確認できるよう、自治体のホームページ等に歯科技工所の一覧を掲載</u>する等の方法により、<u>積極的な情報提供を依頼</u>。 ・無届の歯科技工所に関する情報に接した際には、実態を調査した上、速やかに開設の届出を行うよう<u>指導の徹底</u>をされたい。必要な場合、<u>構造設備の改善命令</u>。
令和5年	歯科技工士法第21条第1項の規定に基づく開設届出のなされた歯科技工所の一覧のホームページ等への掲載について (令和5年12月11日付医政局歯科保健課長通知第1号)	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科医療機関等が、取引を行う歯科技工所が開設の届出を出しているかどうかを的確に識別できるよう、都道府県等に対して、届出がなされた歯科技工所について、<u>管理番号を付与してホームページに一覧として掲載するよう依頼</u>

歯科医療機関への歯科技工所開設届出証明書の提示状況

- 日本歯科技工士会の会員を対象にした調査において、歯科技工所開設届出証明書を歯科医療機関へ提示したことがあるかについて、自営者全体では「提示したことがない」が56.9%、「提示したことがある」が40.3%となっている。

<歯科医療機関への歯科技工所開設届出証明書の提示状況>



歯科技工士法第21条第1項の規定に基づく開設届出のなされた歯科技工所の一覧のホームページ等への掲載について

(令和5年12月11日付医政局歯科保健課長通知)

第3回 歯科技工士の業務のあり方等に関する検討会	資料1
令和6年12月6日	

背景

- 無届の歯科技工所において作成された補てつ物等は、衛生上有害なものとなるおそれがあるため、無届の歯科技工所に補てつ物の作成等を委託することがないように注意喚起等の対応を依頼（平成29年9月7日付け医政発0907第7号厚生労働省医政局長通知）
- しかし、いまだ、無届の歯科技工所が存在するとの情報が報告されていることから、無届の歯科技工所に関する情報に接した際には、実態を調査した上、速やかに開設の届出を行うよう指導を徹底し、貴管下の歯科医療機関等が無届の歯科技工所と補てつ物等の作成等について取引を行うことがないように、改めて注意喚起するとともに、以下の内容を依頼。

通知の内容

- 国民に安心・安全な歯科補てつ物等を提供する観点から、歯科医療機関等が、取引を行う歯科技工所が開設の届出を出しているかどうかを的確に識別できるよう、**都道府県等に対して、届出がなされた歯科技工所について、管理番号を付与してホームページに一覧として掲載するよう依頼。**
- 届出がなされた全国の歯科技工所を確認できるよう令和6年7月（予定）より、**厚生労働省のホームページ上に、各都道府県等のホームページへのリンクを掲載する**予定としているため、それまでの間に対応いただくよう依頼。

【ホームページ等への掲載事項の例】

(1) 管理番号

<例1> ①都道府県名 + ②保健所名 + ③歯科技工所の番号

<例2> ①都道府県番号 + ②保健所番号 + ③歯科技工所の番号

(2) 届出歯科技工所名

(3) 歯科技工所の所在地

(4) その他、各保健所で必要とされる事項

※ <例2>の「①都道府県番号」には都道府県コード（JIS規格）を、「②保健所番号」には、各都道府県等が付与する保健所の番号を、<例1>及び<例2>の「③歯科技工所の番号」には各保健所が付与する歯科技工所の番号を使用してください。

※ **一覧に検索機能を備える等、開設届出の有無を簡便に確認できるようにしていただくとともに、廃止届出がなされた歯科技工所の番号を新たに届出がなされた歯科技工所には付与せず、同一の管理番号が存在することのないよう**留意ください。

<例1>

(1) 管理番号	(2) 届出歯科技工所名	(3) 歯科技工所の所在地	(4) . . .
〇〇県 - xx - 0001	〇〇歯科技工所	xx市〇丁目〇番〇号	. . .
〇〇県 - xx - 0002	△△デンタルラボラトリー	xx市△丁目△番△号	. . .
.

<例2>

(1) 管理番号	(2) 届出歯科技工所名	(3) 歯科技工所の所在地	(4) . . .
01 - 003 - 0001	〇〇歯科技工所	xx市〇丁目〇番〇号	. . .
01 - 003 - 0002	△△デンタルラボラトリー	xx市△丁目△番△号	. . .
.

歯科技工所の一覧のホームページへの掲載

- 令和6年7月31日に、届出がなされた全国の歯科技工所を確認できるよう、厚生労働省のホームページ上に各都道府県等の開設届出がなされた歯科技工所の一覧のホームページへのリンクを掲載した。

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

▼ 本文へ ▶ お問い合わせ窓口 ▶ よくある御質問 ▶ サイトマップ ▶ 国民参加の場

Google カスタム検索

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

↑ ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療 > 医療分野のトピックス > 歯科医療施策 > 開設届出のなされた歯科技工所の一覧について

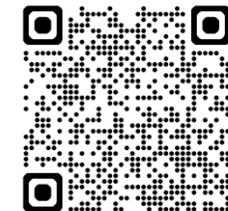
開設届出のなされた歯科技工所の一覧について

歯科技工士法第21条第1項の規定に基づき開設届出のなされた歯科技工所の一覧のリンクについて掲載いたします。

各都道府県等における開設届出のなされた歯科技工所の一覧（各都道府県等のHPのリンク）

都道府県、指定都市、中核市その他の政令で定める市又は特別区より提出のあった情報をもとに掲載しています。（2025年1月現在）

地域	都道府県・市区町村				
北海道	札幌市	函館市	小樽市	旭川市	北海道管轄
青森県	青森市	八戸市	青森県管轄		
岩手県	岩手県管轄 （盛岡市も含めて掲載）				
宮城県	仙台市	宮城県管轄			
秋田県	秋田市	秋田県管轄			
山形県	山形市	山形県管轄			
福島県	福島市	福島県管轄 （郡山市・いわき市も含めて掲載）			

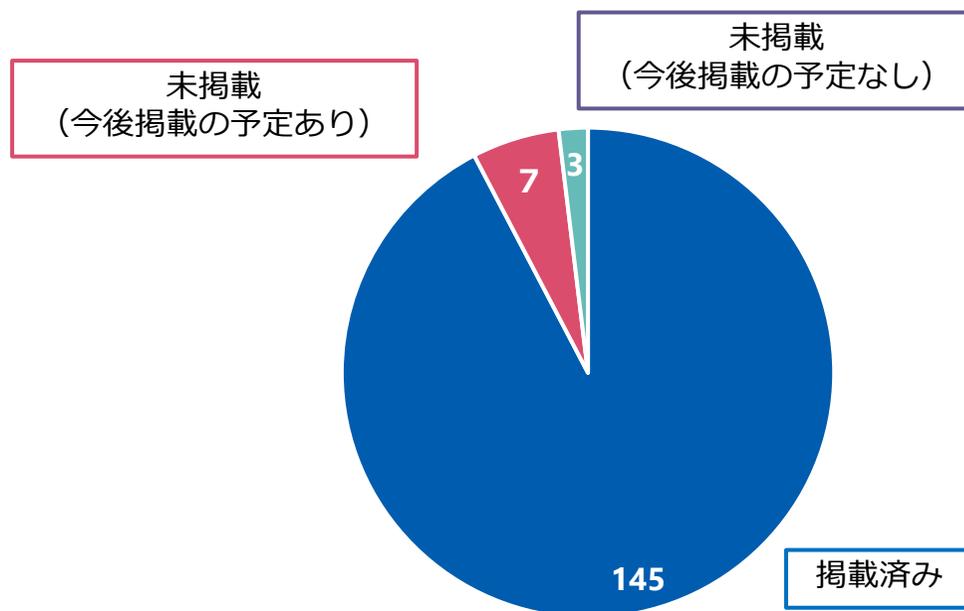


都道府県等における歯科技工所の一覧のホームページ等への掲載状況

- 都道府県等における歯科技工所の一覧のホームページ等への掲載状況について、「掲載済み」が最も多く、157自治体のうち145自治体で掲載されていた。

<歯科技工所の一覧の掲載状況>

(全157自治体)



※2025年7月10日時点

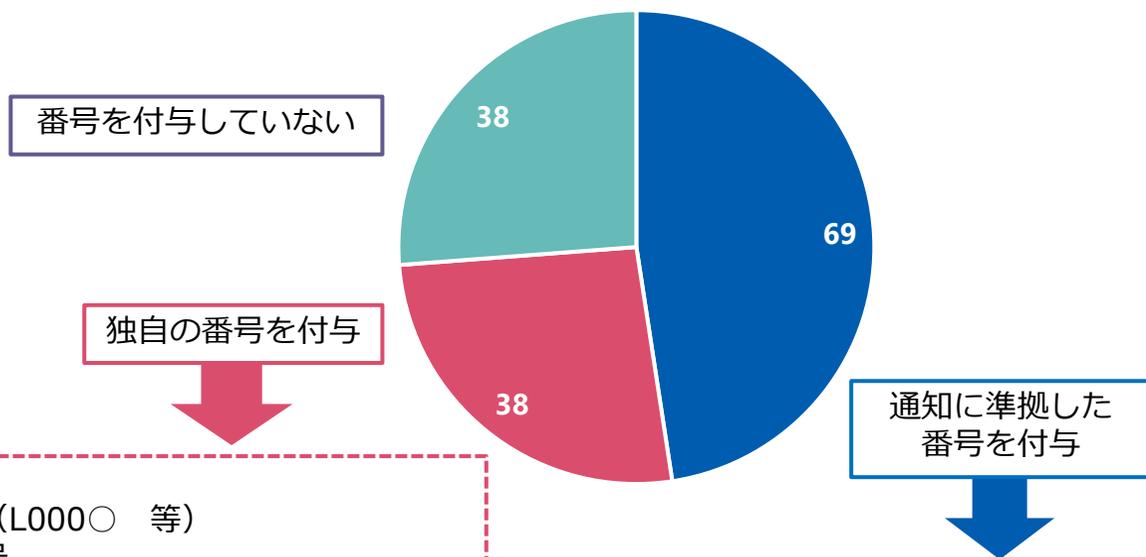
出典：医政局歯科保健課調べ

管理番号の付与方法の状況

- ホームページ等への掲載事項のうち「管理番号」について、通知に準拠した番号を付与している自治体は145自治体のうち69自治体であった。
- 通知に準拠した番号の内訳として、通知に記載している〈例1〉、〈例2〉の方法で付与している自治体がそれぞれ33自治体、36自治体であった。

〈管理番号の掲載状況〉

(掲載済みの145自治体)



〈独自の番号の例〉

- ・ アルファベット+番号 (L000〇 等)
- ・ 保健所名+歯技所第〇号
- ・ 届出順に番号付与 等

〈例1〉

① 都道府県名+ ② 保健所名+ ③ 歯科技工所の番号：33自治体

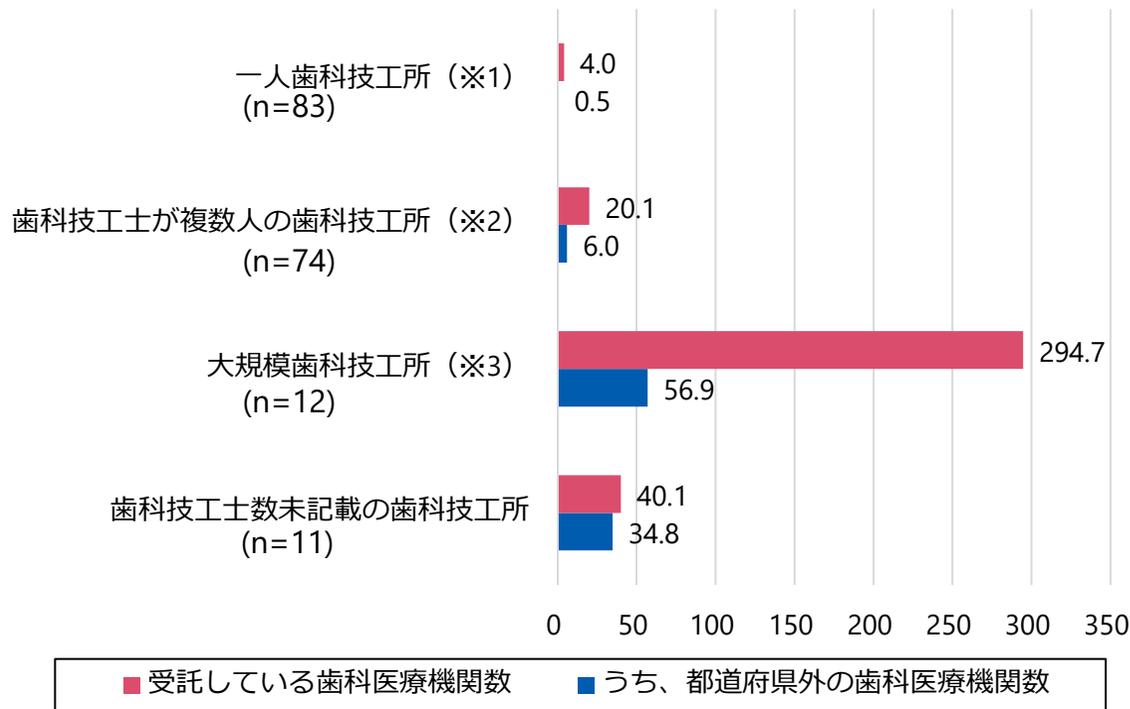
〈例2〉

① 都道府県番号+ ② 保健所番号+ ③ 歯科技工所の番号：36自治体

歯科技工所が歯科技工物の委託を受けている歯科医療機関数

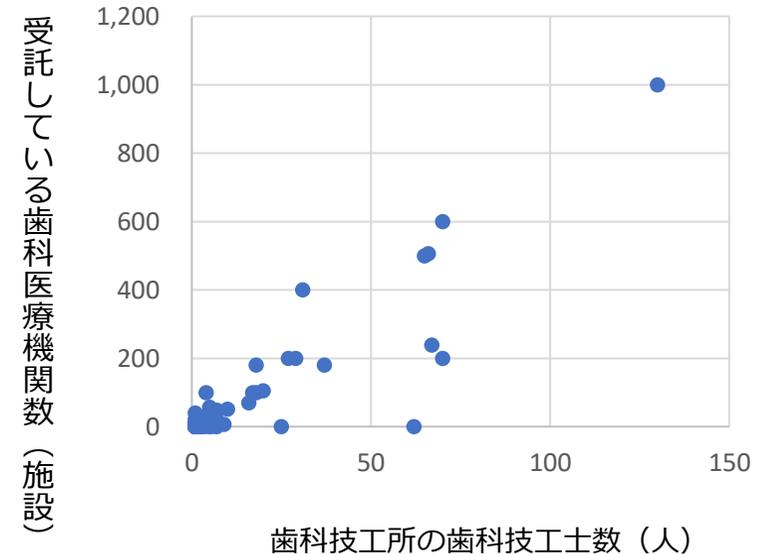
- 歯科技工所1カ所あたりの委託を受けている歯科医療機関数の平均は、一人歯科技工所では4.0カ所であり、歯科就業歯科技工士が多い歯科技工所では、受託している歯科医療機関数も多くなっている。
- また、都道府県外の歯科医療機関からも委託を受けている。

<歯科技工所1カ所あたり受託している平均歯科医療機関数>



- ※1 就業歯科技工士が1人である歯科技工所
- ※2 就業歯科技工士が2人以上である歯科技工所（一般社団法人日本歯科技工所協会会員を除く）
- ※3 就業歯科技工士が2人以上である歯科技工所（一般社団法人日本歯科技工所協会会員）

<受託している歯科医療機関数（歯科技工所の歯科技工士数別）>



歯科技工指示書の記載事項について

- 歯科技工指示書について、より安心して安全な歯科医療を確立していくために、歯科医療の用に供する歯科補てつ物の作成過程等を追跡・把握する体制を確保することが必要であることから、過去の省令改正において、患者や歯科技工所を識別することができるよう見直しが行われている。

歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）（抄）

第十八条 歯科医師又は歯科技工士は、厚生労働省令で定める事項を記載した歯科医師の指示書によらなければ、業として歯科技工を行つてはならない。ただし、病院又は診療所内の場所において、かつ、患者の治療を担当する歯科医師の直接の指示に基いて行う場合は、この限りでない。

歯科技工士法施行規則（昭和三十年厚生省令第二十三号）（抄）

第十二条 法第十八条の規定による指示書の記載事項は、次のとおりとする。

- 一 患者の氏名
- 二 設計
- 三 作成の方法
- 四 使用材料
- 五 発行の年月日
- 六 発行した歯科医師の氏名及び当該歯科医師の勤務する病院又は診療所の所在地
- 七 当該指示書による歯科技工が行われる場所が歯科技工所であるときは、その名称及び所在地

※下線部が平成25年4月1日施行の改正内容

本日の論点③ 歯科技工所の質の担保について

現状・課題

- 歯科技工所を開設した者は、歯科技工所の所在地の都道府県知事等に対し開設の届出を行う必要がある。
- 歯科技工所の移転や名義変更の際には届出が必要であるが、その認識をしていない歯科技工所が半数程度ある。
- これまで無届の歯科技工所に対する対策を講じるよう、都道府県等に対して周知してきているところ。
- 「歯科技工所開設届出証明書」を提示したことがある歯科技工所は半数程度にとどまる。
- 多くの都道府県等において開設届のなされた歯科技工所の一覧が公表されているが、管理のために番号を付与している自治体は半数以下であり、その付与のルールは様々である。
- 歯科技工指示書については、平成25年施行の省令改正において、より安心して安全な歯科医療を確立していくため、患者や歯科技工所を識別することができるよう、記載事項の見直しが行われている。
- 都道府県知事は、構造設備の改善命令や、必要な場合に報告の徴収や立入検査を行うことができる。

論点

- ① 届出された歯科技工所であることを確実に把握できるよう、歯科技工所の開設の届出を行った歯科技工所に対して届出番号を付与することとしてはどうか。
- ② 歯科医師が届出が行われた歯科技工所であることを確認できるよう、歯科技工指示書の記載事項について検討してはどうか。
- ③ そのほか、届出が行われた歯科技工所を適切に管理するために、どのような方策が考えられるか。